CLAIR REPORT No.537

シンガポールの宗教政策にみる多文化共生への取組み

Clair Report No. 537(May 15, 2023)
(一財)自治体国際化協会　シンガポール事務所

一般財団法人
自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

（一財）自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL：03-5213-1722

FAX：03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

1965 年の独立から 50 年程度で世界有数の近代国家へと成長を遂げたシンガポール。日本では見られない奇抜なデザインの高層建築や国民の多くが生活する公営団地群が立ち並ぶ光景からは、伝統的なショップハウス建築群が残された一部の地域を除き、往時の姿を想像するのは容易ではない。しかしながらよく目を凝らしてみると、その谷間には、精緻な装飾が施された極彩色の中国寺院や、アラベスク模様に特徴的な屋根を備えるモスク、美しいステンドグラスを持つ教会といった様々な宗教に属する礼拝施設がひしめき合っていることに気付く。全く異なる思想信条に端を発しながらも調和し街並みに溶け込んでいる様は、シンガポールが多人種国家であると同時に多宗教国家であることの証左である。

多宗教社会が成立する素地としてシンガポールが中華系・マレー系・インド系といった多人種国家であることは想像に難くないが、宗教間の社会的な繋がりや関係性に注目すると、このような調和の実現が決して所与のものでない。当地においてそれを可能にしているのは、シンガポール政府が度々強調しているとおり、畢竟国家政策や各宗教グループ、地域を始めとする各コミュニティによる不断の努力に他ならない。今なお世界各地で宗教紛争が生じているなかでも、シンガポールにおいて今日の均衡や良好な治安が保たれているのは、その成果の現れであるといえるであろう。

宗教という個々人の思想信条の根幹を成すセンシティブな要素について、シンガポール政府や宗教指導者、コミュニティがどのように捉え、またどのように多文化共生施策に活かしてきたか。本稿はシンガポールの独立から近年に至る宗教をめぐる社会情勢とそこから生じた課題に対し、各主体が実施した取組にスポットを当て、シンガポールにおける宗教政策を通じ多文化・多宗教社会であるシンガポール社会の安定を実現してきた道のりを明らかにしようとするものである。

今後外国人材の受入れや女性活躍といった社会的包摂を更に推進していくにあたり、長きにわたり宗教的調和を維持しているシンガポールにおけるアプローチは、人種構成や法制度、社会の成り立ちは異なるものの、地域コミュニティづくりや多文化共生社会施策の最前線である日本の自治体の施策に対しても多分に示唆を与えるものであると思われる。

地方自治体をはじめ、関係者の皆様に本稿をご活用いただくとともに、内容改善のためのご指摘やご教示を頂ければ幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所長

目次

はじめに・・1

概要・・6

第１章　シンガポールにおける多民族・多宗教の現在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　第１節　シンガポールにおける多様性の構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　１　独立以前の歴史的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　２　シンガポールにおける「人種」の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　３　「シンガポール人」としてのアイデンティティ統合・・・・・・・・・・・・・・8
　　（１）国語と公用語の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　　（２）教育政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（３）住宅政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（４）選挙制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（５）少数者の権利のための大統領諮問会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　（６）自助団体と社会改善運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　（７）国民の祝日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　第２節　シンガポールにおける多宗教主義の現在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　１　最新の国勢調査における住民の宗教の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　２　宗教と人種等との相関性及びその傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　（１）人種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　（２）年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第２章　シンガポールの宗教をめぐる法・社会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　第１節　シンガポールにおける宗教的調和の歴史と現状・・・・・・・・・・・・・・・15
　　１　ラッフルズ上陸前後の礼拝施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　（１）最初期の礼拝施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　（２）中華系移民による礼拝施設の建立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　　（３）ヒンドゥー教・イスラム教寺院の建立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　　２　初期の都市計画と礼拝施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　　３　宗教的対立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　（１）カトリック暴動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　（２）マリア・ヘルトフ事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　４　分離独立前後の混乱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　　５　経済成長に伴う都市開発の進展と礼拝施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　　（１）都市開発当初の礼拝施設の移転・統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　　（２）ニュータウンの造成と礼拝施設の更なる移転・統合・・・・・・・・・・・・・20

（３） 礼拝場所の多様化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第２節　宗教的調和を維持するための法制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
１　シンガポールにおける宗教的平等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（１） リー・クワンユー首相（当時）による独立宣言にみる「宗教的平等」・・・・22
（２） シンガポール憲法（信教の自由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
２　シンガポールにおける世俗主義の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
３　宗教的調和維持法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（１） 制定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（２） 背景にある思想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（３） 法律の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（４） 他の法制度との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第３節　宗教的調和を担保する団体と社会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
１　宗教的調和とコミュニティのつながりを強化するための団体・・・・・・・・・26
（１） 親善委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（２） 中央シンガポール合同社会サービスセンターと OnePeople.sg・・・・・・・27
２　宗教的調和を担保するプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（１） ハーモニー・ファンド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（２） ブリッジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（３） 社会的団結に関する国際会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
３　対テロ社会安全保障としての宗教的調和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（１） 宗教的調和の宣誓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（２） 人種・宗教間信頼サークル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（３） コミュニティ・エンゲージメント・プログラム・・・・・・・・・・・・・・31
（４） 人種・宗教的調和に関する国家舵取り委員会・・・・・・・・・・・・・・・31
（５） SGSecure と SGSecure コミュニティ・ネットワーク・・・・・・・・・・・31
４　宗教的調和を啓発するための施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（１） ハーモニーセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（２） 多様性の中の調和ギャラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第４節　宗教一般に関する社会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
１　都市再開発庁による礼拝施設の建設ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・35
２　礼拝施設用地の入札制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（１） 見直しの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（２） 新しい入札資格の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
３　税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
４　公共の場における宗教実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第３章　民間団体、コミュニティ及び各宗教の取組と新たな課題への対応・・・・・・・・38
第１節　市民団体の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
１　諸宗教交流機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（１）設立の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（２）活動の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（３）現在の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２　宗教的調和に向けたコミットメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
３　プルガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（１）概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（２）活動の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（３）「イスラムの穏健」の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
４　宗教団体とその施設による社会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（１）宗教団体による社会的支援の始まり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（２）宗教団体による福祉サービスの拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（３）シンガポール政府による支援内容とその特徴・・・・・・・・・・・・・・・・42
第２節　宗教ごとの課題と取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
１　仏教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
（１）宗教的供物を燃やす宗教実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（２）放生（仏教儀式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
２　イスラム教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（１）ムスリム法の制定とイスラム教関連機関の設置・・・・・・・・・・・・・・・45
（２）モスク建設基金とモスクのアップグレード・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（３）ムンダキ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（４）公共スペースの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（５）モスクの騒音問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（６）モスクにおける社会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
３　ヒンドゥー教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（１）宗教儀式における楽器の使用問題とその背景・・・・・・・・・・・・・・・・49
（２）独立初期から 1980 年代まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（３）2000 年代の動向と行政勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（４）近年の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第４章　宗教をめぐる新たな潮流に対応するための取組と今後の課題・・・・・・・・・・52
第１節　法制度の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
１　改正宗教的調和維持法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（１）改正の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（２）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（３）改正の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

２　オンライン虚偽及び操作法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
第２節　社会的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
１　宗教指導者による過激主義防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（１）宗教リハビリテーショングループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（２）組織間アフターケアグループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
２　宗教教師認証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
３　CommaCon・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
４　宗教団体危機管理プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
５　コロナ禍における宗教指導者による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第３節　宗教的調和の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
１　政府と宗教団体、コミュニティの関係性・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
２　宗教シンボル（特にトゥドゥン）に対する議論・・・・・・・・・・・・・・・56
３　繰り返される誹謗中傷への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
４　シンガポールにおける「宗教との向き合い方」・・・・・・・・・・・・・・・58

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

参考文献及びウェブサイト一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

概要

シンガポールは 2014 年、世界で最も宗教的多様性が豊かな国とされた。[1]歴史的背景や地理的条件から、古くから多様な人種や文化が交じり合うシンガポールは、中国・マレー・インドといった異なる生活様式が互いに影響し合うことで多彩な文化を開花させた。一方、その多様さ故に社会的分断を生じやすく外国からの思想的影響を受けやすい側面もあり、政府は、特に社会生活の根幹を成す要素である人種や宗教の取り扱いに細心の注意を払うことを通じ、シンガポール国民としてのアイデンティティを醸成し、また社会的分断の発生を防止することに心血を注いできた。特に近年の過激主義の台頭や急激な国際情勢の変化は、これまでの国家の成立過程に端を発しおのずから存在する多文化共生の課題に加え、外国人住民との軋轢や外国からの思想的影響への対処という難しい課題を政府に投げかけている。

シンガポールにおける宗教の役割に注目すると、1960 年代のシンガポールの分離独立及びその直後、そして 2000 年前後の過激派思想に基づくテロ行為への対抗という異なる歴史的文脈のなかで、前者はマレーシアへの政治的配慮といった側面を持ちつつもシンガポール国民としての確立と社会統合のために重要な役割を果たし、後者は前者の役割を継承しつつも新しい潮流としての外国からの思想的な影響や宗教的不寛容の広がりと地域コミュニティの綻びへの対抗策として機能する。それぞれの場面で宗教は政府の最大の関心事の一つとして、個人の信仰実践のみならずシンガポールの社会において重要な地位を占めてきた。

1965 年の独立当初からシンガポール政府は多人種・多宗教国家としての歩みを進めてきたが、同時に「人種や宗教の調和は自然発生的に達成されるものではなく不断の努力によってのみ実現し保たれる」ことも強く意識し、政府はその重要性を社会の様々な場面で国民が持つべき共通の価値観として繰り返し発信している。また政府は、国民への啓発に加えて国家単位・地域単位でのコミュニティ強化のために宗教指導者や宗教団体と強固な関係を維持しており、しばしばその関係性を利用して社会課題に対応している。そのような状況の下では信教や信仰実践の自由は社会的ニーズに従い制限・調整されることに繋がり、結果として、シンガポール政府は宗教団体と諸外国ではみられない独自の関係性を構築するに至っている。

本稿では、様々な宗教が共存するシンガポールにおける多宗教主義の概念と、その根幹を支えシンガポールという多人種・多宗教から成る多様性を旨とする社会の統合を担う制度や組織等を俯瞰する。

なおレポートの性質上、個々の宗教の教義やその是非、シンガポールにおける信教の自由や表現の自由を巡る議論については踏み込まず、シンガポール政府や各コミュニティが実施する施策にスポットを当てて調査を行った。また法体系が異なること、立法の過程や趣旨が十分に示されていない場合も多いことから、特に立法趣旨の説明において、執筆者における分析や推論は極力避け、代わりに政府要人の発言を引くことで客観的に政府の立場を示すことを試みた。本稿が思想や行動様式が全く異なる集団が、一つの社会において共存共栄するための施策を検討するにあたり、ヒントとなれば幸いである。

---

[1] 米国ピュー研究所による宗教的多様性に関する調査報告(2014)による

第１章　シンガポールにおける多民族・多宗教の現在

第１節　シンガポールにおける多様性の構成要素

シンガポールにおける宗教の状況について述べる前に、宗教と両輪を成す「人種」「言語」といった要素の歴史的経緯、現状、そして社会的統一を維持するために実施されている施策について概観する。

１　独立以前の歴史的背景

建国から 60 年余りで今日の東南アジアの経済ハブとしての地位を確立したシンガポール共和国の発展の礎は、1819 年にイギリス東インド会社社員ラッフルズが上陸しジョホール州のスルタンから権益を獲得し、自由貿易港としたことから始まる。その後中継貿易港として急速に発展し、シンガポール周辺の東南アジア、中国、南アジアといった広い地域から大量の移民を受け入れたことが、現在の多民族・多宗教国家を構成する礎が築かれた。

シンガポールの歴史は、常に民族・宗教の多様性の歴史と表裏一体であり、マレーシアからの分離独立という国家の一大イベントのみならず、東南アジア随一の先進国となった現在でも、政府は様々な取組によって人種的・宗教的調和を図ることで多人種・多宗教社会の安定を維持している。

２　シンガポールにおける「人種」の概念

今日のシンガポール政府は、マレー系が多数派のマレーシアやインドネシアに囲まれながらも華人が多いという地理的状況、そして主に華人とマレー人との対立構造に端を発した後述の人種暴動（Communal Riots）といった人種・宗教のあり方を問う事象を経て、いわゆる「多人種・多宗教主義」による統治を基本とするに至った。

今日シンガポール入国管理庁（Immigration & Checkpoints Authority, ICA）が発行する身分証である国民番号登録カード（National Registration Identification Card, NRIC）において、人種の区分として採用されている CMIO（中華（Chinese）、マレー系（Malays）、インド系（Indians）、その他（Other Ethnic Groups）の区分からそれぞれの頭文字を採ったもの）方式は、その歴史的背景から、実際の人種に即したものというよりはイギリスの行政上の区分としての性格が強い。

人種による区分はイギリス植民地時代である 1871 年に設けられたものだが、1881 年のセンサスで「人種」に加えて設定された６つのグループから成る「ナショナリティ」が今日の「人種」に近い。各グループは「ヨーロッパ人とアメリカ人」、「ユーラシアン」、「華人」、「マレー人と半島出身の他の人々」、「タミル人とインドに出自を持つ他の人々」、「その他」であり、その後 1921 年に「ヨーロッパ人」、「ユーラシアン」、「華人」、「マレー人」、「インド人」、「その他」に改称されて今日の CMIO 方式に近い分類となった。[2]

現在のシンガポールにおける CMIO の統計上の分類は以下のとおりである。なお割合に

[2] 坂口・2011

ついては、2020 年の統計によると、中華系が 74.3%、マレー系が 13.5%、インド系が 9%、その他が 3.2%となっており、2010 年の調査と比較して大きくは変わっておらず、以前と同様に華人が国民の約４分の３を占める状況となっている。

（表１）シンガポールにおける人種の分類（CMIO 方式）

名称	定義
中華系 （Chinese）	福建人、潮州人、広東人、客家人、海南人、福清人、福州人、興化人、上海人等中国に出自を持つ者。
マレー系 （Malay）	ジャワ人、バウェアン人などマレーもしくはインドネシアに出自を持つ者。
インド系 （Indian）	タミル人、マラヤーリ人、パンジャブ人等インド、パキスタン、バングラデシュまたはスリランカに出自を持つ者。
その他 （Other Ethnic Groups）	ユーラシアン、フィリピン人、アラブ人等を含む、中華系・マレー系・インド系に属さない出自を持つ者。

これらの定義では出身地により中華系、マレー系、インド系に分けられるが、特に中華系やインド系において出身地における言語は全く異なっているし、インド系はさらに宗教面での多様性も高く、同じ人種に属しているといってもアイデンティティは一体性を有していなかった。マレー語とイスラム教を共有するマレー系であっても、イスラム教徒としてインド系イスラム教徒やアラブ人とアイデンティティを共有する面もあり、アイデンティティと人種を一致させるには困難が伴うことに留意する必要がある。

３　「シンガポール人」としてのアイデンティティ統合

当初の「人種」の概念は、前述のとおり、植民地経営上の都合により規定されたものであったため、出身地や言語（特に方言）といった各人種に内在する差異は考慮されていなかった。そのため、イスラム教徒でありマレー語を解することで「マレー人」としてのアイデンティティを持つことのできたマレー系住民以外、各人種には「人種」としての意識はなく、華人は出身地毎の「幇」、インド系は「カースト」という異なる社会制度の下でそれぞれ交流を持たずに生活しており、意思疎通は困難であった。そのような状況で安定した国家運営を行うためには、それぞれの「人種」について、統治機構に取り入れたうえで、国家の構成員たる「国民」として統合させる必要があった。[3]

マレーシアからの分離独立にあたり、国民の統合装置として機能したのは主に以下の要素である。

なお、宗教と言語・人種といった要素は必ずしも対応するものではないが、シンガポール人としてのアイデンティティを形成するための重要な要素として宗教と両輪を成すも

[3] 坂口・2011

のであるため、ここで取り上げておく。

（1）国語と公用語の設定

現在シンガポールには公用語が４つ（英語、中国語、マレー語、タミル語）あり、国語はマレー語となっているが、この４語政策は日本統治を経たことによる戦後のアイデンティティの高まり及び自治政府時代の政策に遡る。

戦後シンガポールでは、復興を目指すにあたって政府による公共サービスの充実が重要視され、シンガポール植民地における憲法の見直しおよび立法評議会の改革を目的として 1953 年にイギリスによりレンデル委員会が任命された。

立法評議会を改革して立法議会とすることを含む 1954 年の勧告を受けて、同年公布された憲法に基づいて実施された 1955 年のシンガポール立法議会選挙で主席大臣に就任したマーシャルは、イギリスによる言語誘導政策による親英エリート育成に向けた英語学校優遇と、中華人民共和国の建国やその周辺の国際情勢に起因するシンガポール華僑の中国人アイデンティティの強化や共産党への傾倒を防ぐための華語教育に対する抑圧により生じた不平等への対応として、1956 年には、シンガポールにおける主要四言語（英語、華語、マレー語、タミル語）を公用語とし、マレー語を国語とすることや教育内容を刷新し全ての児童・生徒にシンガポールへのアイデンティティを持たせること等を提案する報告書をイギリスに提出した。

この報告書は同年にイギリスにより出された教育白書にかなり取り入れられ、全ての言語別学校の公的認知と平等な扱い、新しいカリキュラムと教科書の導入といったことが定められた。[4]

マレーシアからの分離独立後、華人が多数を占める国となったシンガポールでは、初代首相であるリー・クワンユーの指導の下、多人種主義を掲げる国家建設が行われた。これはマレーシアがマレー人・マレー語中心の政策を推し進める傍らで、周辺のマレーシア・インドネシアに対する配慮から華人を優遇する政策を拒否し、どの人種の母語でもない中立的な英語を中心とする政策をとることで多人種主義の国を実現させることを意識したものであった。

今日、シンガポールにおける主要言語については、公用語はマレー語、中国語、タミル語、英語の４言語、国語はローマ字表記のマレー語と定められており[5]、国歌もマレー語である。この規定はイギリス自治領化の前年でありマレーシアとの併合を目指していた 1958 年の憲法制定時に定められたものである。これはマレー人への配慮と周辺国（特にマレー系が多くを占めるマレーシアとインドネシア）から「華人の国家」とみられないための配慮の結果であり、国歌がマレー語で歌われること等国家統治上の様々な場面でマレー人への配慮と中華色を薄める意図が見て取れる。[6]

---

[4] 田村・2000

[5] 憲法第 153 条

[6] 市岡・2018

（2）教育政策

教育政策においても、人種を意識させる仕組みが存在する。公立学校では英語に加えて自らの属する人種の「母語」とされる言語を第二言語として学ぶこととなり、その際はクラスも人種別となる。独立当初は公立学校に英語以外（華語、マレー語、タミル語）を教授言語とする学校も併設されていたが、英語の優位性が高まるに従い英語で教育を実施する学校を選択する国民が増加し、1987 年に英語による初等教育に完全に移行した。[7]

また 1997 年からは、シンガポール人としてのアイデンティティを育むべく「国民教育（National Education）」が学校教育において導入され、様々な教育プログラムや「民族調和の日（Racial Harmony Day）」の設定（7 月 21 日）を通じシンガポールにおける人種・宗教的調和の重要性について生徒が意識を高められるよう設計されている。

（3）住宅政策

シンガポール国民の多くが居住する公営住宅（公営住宅の供給を所管する機関である住宅開発庁（Housing & Development Board）の頭文字から HDB と呼ばれる）を購入する際も、1989 年に定められた人種統合政策（Ethnic Integration Policy, EIP）の下に、人種間の交流を促進するために特定ブロックに特定の人種が集中することを避けるべく人種毎の配分枠（Singapore Permanent Resident (SPR) Quota）が設定され、区域内の配分枠に空きがない場合は配分枠に空きの無い人種に属する国民への住宅の売却が不可能となる。

配分枠は住宅開発庁のウェブサイトにて公表されており、買主・売主の別や物件所在地、人種等の情報を入力することで誰でも検索することができる。

（4）選挙制度

選挙制度では、1988 年に導入されたグループ代表選挙区（Group Representation Constituency, GRC）や公選大統領制度において多人種主義が担保されている。

シンガポールにおいて国会議員を公選する場合、1 名の候補者が立候補する「単独代表選挙区（Single Member Constituency, SMC）」とグループ代表選挙区からそれぞれ候補が選出されることとなっており、例えば 2020 年の総選挙では、92 名の公選国会議員が 14 の単独代表選

（図 1）選挙区毎の国会議員を示す看板[8]

[7] 田村・2010

[8] 2022 年 10 月 24 日、チャイナタウンにて著者撮影。

挙区と 17 のグループ代表選挙区、合計 31 の選挙区から選出された。グループ代表選挙区は、３名から６名の候補者がチームを組んで選挙戦に臨む制度であり、そのうち少なくとも１名はマイノリティの人種（華人以外）を含める必要がある。

同制度が本当にマイノリティの利益となっているかには争いがあるものの、1980 年代に 20%台にまで低下した少数人種の比率は 1988 年から徐々に増加しているというデータ[9]もあり、グループ代表選挙区の導入は少数者の議席確保に確実に繋がっているといえる。

また 2016 年には公選大統領制度にも憲法改正により多人種主義の概念が取り入れられ、５期連続で大統領を輩出していない人種集団がある場合、次の選挙ではその人種集団に立候補権が留保されることとなった。2017 年の総選挙ではこの制度が適用され、マレー系であるハリマ・ヤコブ氏が無投票で大統領に選出された。

（５）少数者の権利のための大統領諮問会議

少数者の権利のための大統領諮問会議（Presidential Council for Minority Rights, PCMR）は、1970 年に設置された大統領諮問会議（Presidential Council）の人種・宗教の調和を乱す立法を監視する機能をより強化するために、1973 年に同会議を改称した組織である。憲法第 69 条に基づき設置され、同第 76 条に基づき、人種・宗教集団に影響を及ぼす事項について検討し、また国会への報告を行うことを使命とする。

諮問会議は３年任期の議長（Chairman）、恒久メンバー（Permanent Members） 4 名、並びに３年任期のメンバー（Member） 7 名からなる。[10]諮問会議のメンバーは内閣の助言に基づき大統領が任命する。

（６）自助団体と社会改善運動

各人種の教育水準の向上や家庭問題の解決、雇用促進といった事業も各人種に対応する組織によって担われている。そのような団体は自助団体（Self-help organisation）と呼ばれ、その種類として、中華系は「華人発展支援評議会（Chinese Development Assistance Council, CDAC）」、マレー系は「シンガポール・マレー・ムスリム社会発展評議会（Council for the Development of Singapore Malay/Muslim Community, MENDAKI）」及び「ムスリム知識人協会（Association of Muslim Professionals, AMP）」、インド系では「シンガポール・インド人発展協会（Singapore Indian Development Association, SINDA）」、ユーラシア系では「シンガポールユーラシアン協会（Eurasian Association, Singapore）」がそれぞれ設立されている。また各人種団体を支援するために中央積立基金（Central Provident Funding Board）による基金が設定されており、中華系は「華人発展支援評議会基金（Chinese Development Assistance Council

[9] What is the GRC System and is it Unfair to Opposition Parties? (Kopi)

[10] Presidential Council for Minority Rights Annual Report (for the period from 1 August 2021 to 31 July 2022)

(CDAC) Fund)」、マレー系は「モスク建設とムンダキ基金（Mosque Building and Mendaki Fund (MBMF))」（MUIS（Majilis Ugama Islam Singapura, イスラム協議会）運営)、インド系は「シンガポール・インド人発展協会基金（Singapore Indian Development Association (SINDA) Fund)」、ユーラシア系が「ユーラシアン・コミュニティ基金（Eurasian Community Fund, ECF))」の名称で運用されている。基金への拠出はそれぞれの基金の基準に合致する者（人種・宗教）を雇用する雇用主の義務となっている。

（７）国民の祝日

シンガポールにおける祝日（Public holiday）は祝日法（Holidays Act）によって定められており、2022 年現在 10 の祝日（11 日）が定められている。いくつかはシンガポールにおける主要な宗教に対応しており、国民が各々の属する宗教の祭事に参加できるよう配慮されている。一覧は以下のとおりである。

（表２）シンガポールの祝日一覧（下線が宗教関係。「固定」以外の日付は 2022 年のもの）

内容	日付	概要
New Year's Day	１月１日（固定）	
Chinese New Year	２月１日、２日	旧正月。旧正月にあたる日と翌日が休日になる
Good Friday	４月 15 日	キリスト受難の日。復活祭前の金曜日
Labour Day	５月１日（固定）	メーデー
Hari Raya Puasa	５月３日	ラマダン（断食）明け大祭
Vesak Day	５月 15 日	釈迦生誕祭
Hari Raya Haji	７月 10 日	メッカ巡礼日
National Day	８月９日（固定）	シンガポール独立記念日
Deepavali	10 月 24 日	ヒンドゥー教正月
Christmas Day	12 月 25 日（固定）	キリスト生誕祭

第２節　シンガポールにおける多宗教主義の現在

シンガポールでは 10 年ごとに国勢調査が実施され、その項目には宗教に関する事項も含まれている。最新（2020 年）の国勢調査（Singapore Census of Population 2020）から、今日のシンガポールにおける宗教の現状について、人種、年齢、学歴を切り口に 2010 年のデータと比較しつつ分析を行う。

１　最新の国勢調査における住民の宗教の状況

2020 年の国勢調査では、シンガポール住民[11]（15 歳以上）は、宗教自認について、31.1%が仏教（Buddhism）、8.8%が道教（Taoism）、18.9%がキリスト教（Christianity）、15.6%がイスラム教（Islam）、5.0%がヒンドゥー教（Hinduism）、0.6%がその他の宗教（Other Religions）、20%が無宗教（No Religion）と回答した。

（表３）シンガポール住民（15 歳以上）が信仰する宗教の割合

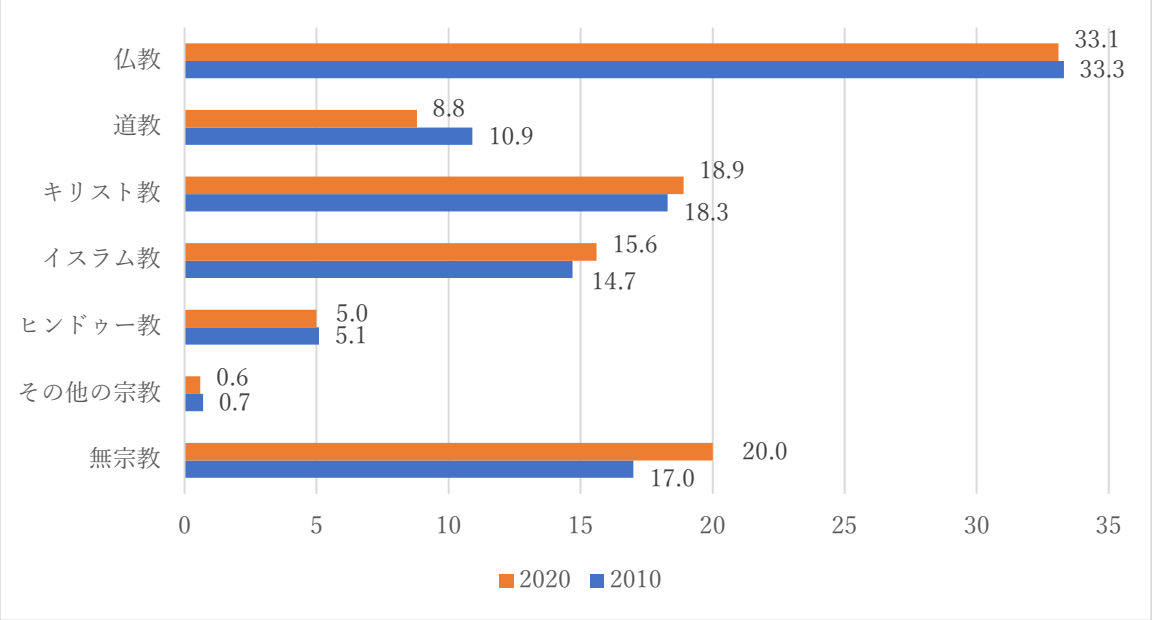

2010 年の国勢調査から仏教徒と道教徒は２%程度減少した一方、キリスト教とイスラム教は１%程度増加した。特筆すべき傾向は、無宗教の割合であり、2010 年の 17%と比較して３%も増加したこととなり、全体としてシンガポールにおいて特定の宗教を信奉する人口は減少しているといえる。傾向は人種や年齢といった母集団により微妙に異なっており、国勢調査ではその違いについても結果が出ている。

[11] シンガポール国籍もしくは永住権を持つ者を指し、永住権保有者以外の外国人は含まない。

2　宗教と人種等との相関性及びその傾向

（１）人種

中華系住民は、マレー系住民やインド系住民と比較して無宗教の割合が多い。仏教は2010 年の調査と比較して３％程減少して 40%程度を保っている一方で、無宗教の割合は４％程度増加し４分の１を占めるまでとなった。

マレー系住民及びインド系住民は、中華系住民の 10 年間における変化と比較し、マレー系住民は依然としてイスラム教徒が圧倒的多数（98.8%）を占めており、インド系住民についても､2010 年と 2020 年の両方の調査においてヒンドゥー教徒が６割程度、イスラム教徒が２割程度と大きな変化はみられない。

（２）年齢

2020 年の国勢調査の結果をみると、道教徒及び仏教徒の割合は年代が上がるにつれて割合が増えていく一方で、イスラム教徒は高年齢層ほど減少しており、キリスト教徒及びヒンドゥー教徒は全世代を通してそれぞれ 19%程度、６%程度と世代間であまり変化はみられない。「無宗教」の割合は若年層に多い。

2010 年の調査結果との比較では各宗教間の割合には大きな変化はなく、この傾向は変わらないが、2020 年の結果は 2010 年の結果と比較して、全世代で「無宗教」の割合が増える一方、仏教と道教はそれぞれ約２％減少し、他の宗教（ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教）は１％程度の微増または微減に留まっている。

（図２）国勢調査でも宗教的多様性が強調されている。

（出典：国勢調査 2020 インフォグラフィックス）

第２章　シンガポールの宗教をめぐる法・社会制度

第１節　シンガポールにおける宗教的調和の歴史と現状

冒頭でも取り上げたとおり、政府や民間団体、宗教団体等の様々な主体による取組の結果、多様性を社会政策に包摂することに成功し、現在シンガポールは「世界で一番宗教的ダイバーシティのある国家」と言われるまでになった。本節では宗教活動の中心となる礼拝施設の歴史的変遷について概観する。

１　ラッフルズ上陸前後の礼拝施設

（１）最初期の礼拝施設

1819 年のラッフルズ上陸以前、シンガポールの人口は 200 名ほどであったと言われている。主な構成員は、マレー語で「海の民」を意味する少数の海上生活者オラン・ラウト（Orang Laut）、漁師を営むマレー系イスラム教徒 100 名ほど、農業（ガンビール[12]や胡椒の栽培）を営む華人 40 名ほどであった。当時の人々は仏教（及びその他の中華系宗教）やヒンドゥー教を信仰していたことが研究により判明している。現在ゲイラン地区に位置する順天宮（Shun Tian Gong）はその最初期である 1812 年に建立された宗教施設であり、当初マラバーストリート（Malabar Street）に建設され、1986 年にアルバートストリート（Albert Street）に移転した後、1993 年に現在の場所に建立された。マラバーストリートとアルバートストリートはともに現在の MRT ブギス（Bugis）駅の周辺に位置する。マラバーストリートは現在ショッピングモール「ブギス・ジャンクション」内に存在する。

（図３）20 世紀初頭のシンガポール都市計画図。テロック・アヤストリート周辺に華人居住区、ノースブリッジロード周辺にヨーロッパ人居住区、サルタンモスク周辺にアラブ人居住区が設定されていることが分かる。
（出典：シンガポール国立アーカイブ）

ラッフルズがシンガポールを自由港とした 1819 年以降、経済的な機会を求めてその他の東南アジア地域や中国、南アジアといった各地から移民が集まったことで、シンガポールにおける礼拝施設の建設が増加した。

[12] アカネ科カギカズラ属の植物。この植物の葉及び若枝の乾燥水製エキスは、阿仙薬という生薬の１種として用いられる。

（２）中華系移民による礼拝施設の建立

主に中国南部からやってきた中華系移民は、出身地ごとにグループを形成し、それぞれに中国寺院を建設した。当該時期に中華系移民によって建立された代表的な礼拝施設としては、閩南民系（Hokkiens）による恒山亭（Heng Shan Ting）（1828）や天福宮（Thian Hock Keng）（1842）、潮汕民系（Teochews）による粤海清廟（Wak Hai Cheng Bio）（1826）、広東人・客家人による福徳祠（Fuk Tai Chi）（1824）、客家人による福徳祠大伯公廟（Fook Tet Soo Hakka Temple、以前は Fook Tet Soo Khek Temple と呼ばれていた）（1844）、海南人による天后宮（Tian Hou Gong）（1857）が挙げられる。

（図４）
「多様性の中の調和ギャラリー」の展示[13]

これらの礼拝施設は主に当時の移民上陸地点に程近い現在の MRT ラッフルズ・プレイス（Raffles Place）駅から MRT タンジョン・パガー（Tanjong Pagar）駅のエリアに点在している。

（３）ヒンドゥー教・イスラム教寺院の建立

ヒンドゥー教やイスラム教に関する施設も同時期に盛んに建設された。例として、1819 年のラッフルズの二回目のシンガポールに随行したナライナ・ピライ（Naraina Pillai）によりスリ・マリアマン寺院（Sri Mariamman Temple）（1827）が、慈善家のサイド・オマール・ビン・アルジュニード（Syed Omar bin Ali Aljunied）によりオマール・カンポン・ムラカモスク（Masjid Omar Kampong Melaka）（1820）が、それぞれ建立されている。両礼拝施設は現在のチャイナタウンに立地している。

２　初期の都市計画と礼拝施設

1822 年には新たな植民地であるシンガポールの効率的な発展を促すために、ラッフルズ・プラン（もしくはジャクソン・プラン）と呼ばれる都市計画が作成された。1828 年に公開された計画図からは、各人種の居住地が明確に割り当てられ、初期の礼拝施設は概ねその区分けに従い建設されていることがわかる。セント・アンドリューズ教会（Saint Andrew's Cathedral）やアルメニア教会（Armenian Church）のような教会はヨーロッパ人居住区（現在の MRT シティ・ホール駅周辺）に、粤海清廟（Wak Hai Cheng Bio）、福徳祠（Fuk Tai Chi）、仙祖宮（Sian Chai Kang Temple）のような中国寺院はテロック・アヤストリート（Telok Ayer Street）周辺に、マーロフモスク（Maalof Mosque）、ハジャ・ファティマモスク（Hajjah Fatimah Mosque）、サルタンモスク（Sultan Mosque）

[13] 2022 年 11 月 10 日、「多様性の中の調和ギャラリー」にて筆者撮影。

のようなモスクはカンポン・グラム（Kampong Glam）[14]に位置している。

もっとも、各宗教の施設の立地は必ずしも各人種の居住地に対応しているわけではなく、移民が厳しい航海を無事乗り越えられたことへの神への感謝を示す目的で、主な上陸地点であった当時の海岸線周辺に建立されたものも存在する。

特に顕著なのがウォータールーストリート（Waterloo Street）の周辺で、スリ・クリシュナン寺院（Sri Krishnan Temple）、マガイン・アボス・シナゴーグ（Maghain Aboth Synagogue）[15]、聖ピーター・ポール教会（Church Saints Peter and Paul）、観音堂（Kwan Im Thong Hood Cho Temple）といった様々な種類の宗教施設が存在している。

（図６）ウォータールーストリート周辺の礼拝施設をガイドと共に巡る「ハーモニーウォーク」が国家遺産局により定期的に催行されている。[17]

（図５）スリ・クリシュナン寺院内には観音の祭壇があり、隣の観音堂に参った仏教徒も礼拝に訪れる。[16]

３　宗教的対立

シンガポールにおける多民族・多宗教社会の進展、互いの経済圏の接近は 19 世紀半ば以降、度々民族・宗教的な対立や暴動を引き起こした。

（１）カトリック暴動

19 世紀初頭、植民地政府は人種集団ごとの宗教の実践について不干渉の立場を取っており、宗教施設の建立や日々の宗教活動に対する制約はほとんど課されていなかった。

---

[14] 現在のアラブストリートを含む一画を指す。

[15] シンガポール最古のシナゴーグ（ユダヤ教寺院）。ユダヤ教に関するギャラリーやコーシャ食品のスーパーマーケットを備える。

[16] 2022 年 11 月 12 日、スリ・クリシュナン寺院にて筆者撮影。

[17] 2022 年 8 月 20 日、ウォータールーストリートにて筆者撮影。

公共の場における祭祀や宗教の実践は議論や抗議を招いたものの、政府はそれにより宗教的な行為に制限を掛けることはしなかった。

そのような状況において 1851 年に発生した宗教に起因する暴動が、反カトリック暴動（Anti-Catholic riots）である。これは中華系移民コミュニティにおいてキリスト教に改宗した者とそうでない者同士の諍いが過熱した結果生じたもので、背景としては、中華系秘密結社[18]の構成員であった多くの中華系住民がカトリックに改宗したことで結社の存続基盤が揺らいだこと、中華系キリスト教徒のプランテーション所有者が秘密結社の傘下のプランテーションネットワークに属しておらず秘密結社の利益と相反していたこと、等が挙げられる。暴動では複数の中華系秘密結社が中華系キリスト教徒の所有するプランテーションを燃やし、最終的に中華系コミュニティのリーダーであり事業家の佘有進（Seah Eu Chin）の調停によって非キリスト教徒の中華系商人コミュニティが被害を弁償することに同意し対立は収まった。

このような事態にあっても、当時海峡植民地総督（Governor of the Straits Settlements）であったウィリアム・バターウォース（William Butterworth）は秘密結社の活動を統制するような立法には消極的だった。

（2）マリア・ヘルトフ事件

第二次世界大戦後から独立までの間、宗教や人種をめぐる大規模な紛争が度々発生しシンガポールに社会不安やコミュニティの分断をもたらした。

この時期に発生した代表的な暴動が 1950 年 12 月 11 日から 13 日にかけて発生したマリア・ヘルトフ事件（Maria Hertogh Riots）である。この暴動はオランダ系ユーラシア人の家庭に生まれたがマレー系イスラム教徒に養育されたマリア・ヘルトフについて親権が生みの親（ユーラシア人）に属するとする司法判断が下されたことが植民地政府によるムスリム差別の表れであるとみなされ生じた抗議運動が、暴動へと発展したものである。このときの激しい衝突は死者 18 名、負傷者 173 名を出す結果となった。

（図 7）多様性の中の調和ギャラリーには、マリア・ヘルトフ事件について映像で紹介する展示があり、多角的に事件について学ぶことができる。

[18] 血縁関係や方言を土台とする互助組織。イギリス植民地時代、華人コミュニティの一般的な福祉に関する事項は各秘密結社に委ねられていた。後年その規模を拡大し、プランテーションを所有するまでに至った。

４　分離独立前後の混乱

1963 年にマレーシア連邦の州として独立を果たしたシンガポールだが、当時のシンガポール州政府は、シンガポールに居住するマレー系住民に対し、マレーシアに居住するマレー系住民のような優越的立場を与えないという立場を取っており、マレーシアとの政治的な対立を引き起こしていた。

1964 年の 7 月には預言者（ムハンマド）生誕祭を祝うために集まったマレー系イスラム教徒と中華系住民の間で抗争が起き、全島で外出禁止令が出されるまでの事態となった。9 月にも特権を求めるマレー系住民と中華系住民の衝突が起き、死者 36 名、負傷者 600 名、そして 5,000 名以上の逮捕者を出す事態となった。

元社会問題大臣（Minister of Social Affairs）であるオスマン・ウォク（Othman Wok）は、1964 年の暴動について、マレーシアの統一マレー国民組織（UMNO）による怒りをかき立てるような人種に関する発言がシンガポールのマレー系住民の感情を煽ったことにより引き起こされたのではないかと語っている。

一連の暴動は人種暴動と呼ばれ、1965 年にマレーシア連邦から独立した後も発生している。1969 年にはマレーシアにおける総選挙とそれに伴うマレーシアのマレー系住民と中華系住民の対立が引き金となってシンガポールにおいても人種間対立が生じ、今日の市民諮問委員会（Citizen's Consultative Committees, CCC）[19]といった市民団体創設のきっかけとなった。

５　経済成長に伴う都市開発の進展と礼拝施設

（１）都市開発当初の礼拝施設の移転・統合

シンガポール分離独立当初当時多くの国民が過密状態のスラムや村に居住していたことから、住宅の供給と経済成長に向けた都市改革は政府にとって急務だった。政府は市民のための持ち家（Home Ownership for the People）制度（1964 年開始）と土地収用法（Land Acquisition Act, LAA）（1966 年施行）を活用して土地収用を行い、必要な土地を確保した。国民は住宅開発庁（Housing and Development Board, HDB）によって建設された住居に転居することとなった。各宗教の施設もシンガポールの別のエリアに移転を余儀なくされた。

宗教施設の土地の所有者は土地収用法により収用された他の土地所有者と同様に補償を受けることができたが、宗教施設の建物の所有者は補償を受けることができなかった。移転することとなった寺院は少なくとも２ないし３の寺院による合祀を選択することで、代替地について入札に参加しなくても、共同の土地の割り当てを受けることができた。住宅開発庁は MUIS と協働してニュータウンにイスラム教徒用の礼拝施設の移転を行った。しかしながら国土の広さの制約もあり、元あった宗教施設をそのままの場所に設置することは難しかった。

---

[19] 市民諮問委員会は、現在人民協会（People's Association）所管の市民団体の一つとして活動を行っている。

宗教施設の移転とその必要性について市民の理解を得ることには困難が伴い、また宗教施設に対する市民の愛着も事態を複雑にさせた。宗教施設の移転に関して政府は、都市計画上の実態や平等に即して対応しそのうえで宗教施設の移転は特段の必要性や事情がある場合にのみ行う旨の方針を示し、MRT の建設といった都市の再開発を進めていった。

当時都市開発に際し土地を確保することは急務であったため土地収用法に基づく収用は強硬に実施されていたが、宗教施設の移転を促進するために一部柔軟な運用が行われた例もあり、例えば、取得した代替地において、建設中の宗教施設が完成するまでの間に一時的な宗教施設を設置することができたほか、中央シク寺院（Central Sikh Temple）の移転に際しては政府が適当な場所を探す手助けも行った。

（２）ニュータウンの造成と礼拝施設の更なる移転・統合

シンガポールにおける宗教施設の立地は、土地の利用効率を考慮して入念に計画され、ニュータウンを建設する際には、政府は宗教施設用地を確保した。宗教施設は商店や学校といった社会インフラの一部として公営住宅の近くに建設された。

例えば中国寺院の用地であればキリスト教徒やヒンドゥー教徒は入札に参加できないといったように、宗教施設用地として入札の対象となった土地は、それぞれ特定の宗教に割り当てられていた。モスクの土地に関しては、公開入札よりも「モスク建設基金（Mosque Building Fund, MBF）」や「モスク建設とムンダキ基金（Mosque Building and MENDAKI Fund, MBMF）」のもとで MUIS に分配されることが多かった。

宗教施設についても他の施設と同様に最少供給数が設定されており、礼拝場所が不足することの無いよう配慮がされていた。

都市再開発庁（Urban Redevelopment Authority, URA）や住宅開発庁（Housing and Development Board, HDB）は他の都市インフラ同様に市民のニーズに応じた宗教施設の設置に努めるとともに、周囲の建造物と調和するよう注意を払った（後述の都市再開発庁による宗教施設ガイドライン）。

（図８）トア・パヨの五合廟。５つの寺院それぞれのご神体が安置され、入口も５つに分かれている。

都市計画により移転を余儀なくされた中国寺院は公営住宅の近くの土地を確保するために統合して新しい寺院を建設することが奨励された。最初に統合されたトア・パヨ（Toa Payoh）の五合廟（Wu He Miao、英語名は United Temple）は、トア・パヨエリアに散在していた信仰対象も対象のコミュニティも異なる５つの中華系寺院を統合したものである。５つの寺院はトア・パヨ・ニュータウンに移ることを求められた際に新しい寺院の建設と土地の購入に莫大な資金が必要であることから共同して対応することを決め、それぞれの寺院の寄付を各御神

体の維持のために出資するとともに、信仰を維持するための共同の土地の購入計画を住宅開発庁に提出した。同庁は計画を承認し、五合廟は 1974 年に完成した。

ヒンドゥー教寺院についても 1990 年代中頃に 13 の寺院が 4 つに統合されたが、こちらはヒンドゥー教徒が寺院の建設のために過度な資金集めを行っていたことを知った政府が行った勧告によるものである。

中国寺院やヒンドゥー寺院と似たように、一部の教会も土地の不足や建築費用の高騰に対応するために資金集めを行った。その代表例はイーシュン・クリスチャン・チャーチ（Yishun Christian Church）で、アングリカンとルター派が 450 万ドルを寄付して 1985 年にシンガポール北部のイーシュン地区に建設した。同教会では各宗派個別の宗教行事を行いつつも、共同で教区委員会を設置して施設の共同利用を行っている。

（３）礼拝場所の多様化

1960 年代から 1970 年代にかけ宗教施設用地の入札等を通じて宗教施設の移転や統合が図られたが、すべての宗教施設が移転先を見つけられたわけではない。移転先を見つけられなかった場合はご神体などその寺院の一部を共同住宅に移転させることもあり、そのような多くの運営者は共同住宅を礼拝場所として使用している。[20]共同住宅内の教会も土地や建物の費用が安く済むことから増加がみられる。

しかしながら、このような非公式の宗教施設は騒音や信者の出すごみなど地域の居住性や安全面の問題を生じるおそれがあり、特に十分な対策が取られない場合は火災のリスクが高くなる。2013 年 11 月にはガハル通り（Jalan Gaharu）の住居兼寺院から出火し２名が犠牲となった。[21]このような懸念から政府は公共住宅を宗教施設として利用することを認めておらず、原則として個人の住宅を宗教施設に改修することは許可していない。

宗教はセンシティブな事柄であることから、政府は宗教やコミュニティのリーダーと協働して宗教団体と非公式のつながりを構築しており、非登録の宗教団体や非許可の住居兼宗教施設もその一員となっている。そのような団体に対しては、情報の普及のため人種・宗教間信頼サークル（Inter-Racial and Religious Confidence Circles）加入への門戸が開かれている。この取組により、政府は非登録の宗教施設を見守りつつ労力をかけずに取り締まりを行うことが可能となった。

第２節　宗教的調和を維持するための法制度

「国家の安定と繁栄のためにはさらに、シンガポール社会全体に対しても積極的な国民意識の強化が行われることが望ましい。シンガポール国民であるという自覚、シンガポールという場所への愛着を持ち、シンガポール国家を第一義的に考え、行動するという人々こそ政

---

[20] 道教協会（Taoist Federation）によると、およそ 2,000 もの共同住宅内寺院が存在している。

[21] 2 dead in Sunday morning fire at Bukit Timah terrace (Straits Times, 2013 年 11 月 17 日付)

府が理想とするシンガポール国民である。」[22]と中村（2009)が指摘しているように、シンガポール政府にとって、宗教的調和による多文化共生は独立当時からの重要な価値観の一つである。第２節では、シンガポールの根本理念としての宗教的調和を担保するための法律について記述する。

１　シンガポールにおける宗教的平等

（１）リー・クワンユー首相（当時）による独立宣言にみる「宗教的平等」

シンガポールがマレーシア連邦から分離独立した 1965 年８月９日、リー・クワンユー首相（当時）は独立宣言において以下のとおり語っており、多人種・多宗教がシンガポールの根本的な価値であることが明確に示され、その後の政策の中心に位置づけられることとなった。

（原文）
We are going to have a multi-racial nation in Singapore. We will set the example. This is not a Malay nation; this is not a Chinese nation; this is not an Indian nation. Everybody will have his place: equal; language, culture, religion.

（日本語訳）
我々はシンガポールに多人種国家を内包する。我々がその礎となる。マレー人の国家ではなく、華人の国家でもなく、インド人の国家でもない。誰もが居場所を持ち、言語的に、文化的に、宗教的に平等となる。

[22] 中村・2009

（２）シンガポール憲法（信教の自由）

シンガポールでは、憲法で信教の自由を規定しており[23]、特定の宗教を国教としない政策を取っている（世俗主義）。一方で、イスラム教に関してはマレー系への配慮やマレーシアとの関係といった歴史的背景から特別の地位が置かれており、イスラム教関連の機関の設立の根拠となる条項も設けられている。

（原文）

Freedom of religion

15.—(1) Every person has the right to profess and practise his religion and to propagate it.

(2) No person shall be compelled to pay any tax the proceeds of which are specially allocated in whole or in part for the purposes of a religion other than his own.

(3) Every religious group has the right —

(a) to manage its own religious affairs;

(b) to establish and maintain institutions for religious or charitable purposes; and

(c) to acquire and own property and hold and administer it in accordance with law.

(4) This Article does not authorise any act contrary to any general law relating to public order, public health or morality.

（日本語訳）

信教の自由

15 条第１項　誰もが信仰の告白、実践及び布教を行う権利を有する。

第２項　自らの信仰する宗教の外に、何人たりとも一部または全部を特別に宗教のために割り当てられた税の支払いを強要されることはない。

第３項　すべての宗教団体は以下の権利を有する。

(a) 自らの宗教活動を行うこと。

(b) 宗教的または慈善的組織を設立し運営すること。

(c) 固定資産を入手・所有・保有し、法に従い管理すること。

第 4 項　この条項は行政命令、公衆衛生、公序良俗に関するいかなる法に反する行為も許容するものではない。

２　シンガポールにおける世俗主義の概念

1980 年代の国際的な宗教的復古主義は宗教グループの内外で緊張状態を引き起こし、熱心な信者獲得活動や反政府活動、外国の影響、宗教の政治的・社会的活動への利用は結果としてシンガポールの多宗教社会に悪影響をもたらした。宗教的な緊張状態に対応する

[23] 憲法第 15 条

ために政府がなすべきことは、宗教と政治を完全に分離して宗教的調和を保つことであり、リー・クワンユー首相（当時）を始めとする政治家はシンガポールの世俗主義について以下のとおり発言し、政府の立場を示した。

（1988 年 12 月 13 日、リー・クワンユー首相（当時））

宗教は信者の精神的、倫理的、社会的健康状態を支えるものであるが、宗教団体は人々の政治経済的な要望の実現に関しては非宗教的な集団（政党など）に任せるべきである。宗教団体がシンガポールの社会経済的な政策を規律し、また市民団体を社会活動の名のもとに利用するようなことがあれば、他の宗教団体も同様の事を行うであろう。宗教的な忠誠心に基づいて社会経済的な問題を解決するために人々が利用されるようなことになれば、誰にとっても良い結果にならない。

（2009 年 7 月 24 日ウォン・カン・セン副首相（当時））

我々はキリスト教徒も、イスラム教徒も、仏教徒も、ヒンドゥー教徒も、他の全ての人々も互いに平和に暮らす世俗主義のシンガポールである…宗教と政治を区別することは政治的なマネジメントのカギを握るルールである。

3　宗教的調和維持法

（１）制定の経緯

宗教的調和維持法（Maintenance of Religious Harmony Act, MRHA）は、世界的な宗教復古主義を背景に、宗教の管理を通じて宗教的調和の脆弱性を補完しシンガポール社会の安定性を強固なものとすることを意図する宗教的調和維持に関する白書（White Paper on the Maintenance of Religious Harmony）（1989 年 12 月 26 日国会提出）に基づき立法された。白書ではマリア・ヘルトフ事件を例に、宗教的調和は宗教間紛争によって簡単に破壊されやすく、シンガポールは特に世界的な宗教的熱意の高まりの影響を受けやすい状況にあることが示され、宗教的調和を維持するためには意識的な努力が必要であることが強調された。

白書では、シンガポールにおいて宗教的調和を保つための二つの重要な条件が示された。

１.宗教の信仰者は節度や寛容を実践し、宗教集団間に敵対や誤解をもたらすいかなる行動も慎まなければならず、そして宗教集団が政治にかかわると他の宗教集団も自らの利益を守るための行動を取るおそれがあるために宗教と政治は分離しなければならないこと

２.政党が支持者から政治的な支援を受けるために特定の宗教に有利な政策を取ることは軋轢や政治的な不安定を招く可能性があること。

白書は宗教的調和を維持するための法整備を提案した。懸念点は当該立法により政府が宗教的調和のための２つの重要な条件を効率的に維持するための力を持つことであ

る。さらに、宗教集団同士の関係性が悪いときより良いときに施行されるほうが良いとみなされていた。

白書に引き続き、宗教的調和維持法案（Maintenance of Religious Harmony Bill）が 1990 年１月 15 日に国会に提出され、1990 年２月 23 日には国会の委員会（Select Committee）に付託された。一般市民も委員会に審議のために付託された法案の文言の作成に参加し、委員会は法案の修正案を国会に提出した。法案は 1990 年 11 月９日に可決され、1992 年３月 31 日に施行された。

2019 年には社会情勢の変化を受けて改正が行われている。改正宗教的調和維持法については後ほど第３章にて取り上げる。

（２）背景にある思想

宗教的調和維持法の立法について、国会討論で当時第一副首相であったゴー・チョクトンは以下のとおり発言している。

ある意味この法案は宗教的調和の後退や潜在的な劣化を認めるものである。政府はこの件について喜ばしいことではないと考えている。我々が誇れるものではない。この法案を立案することは遺憾であり、喜ぶべきことではない。この法案はこれ以上の後退を防ぐためのものである。この法律は共通認識と調和を維持することを目的としている。

また同法について彼は「問題を取り扱うためのより良い方策」として機能することが期待されているとしている。

（３）法律の内容

宗教的調和維持法は 21 条から成り、宗教的調和のための大統領諮問会議（Presidential Council for Religious Harmony）の設置、抑制命令、外国からの影響の抑制、罰則等について定めている。

ア　宗教的調和のための大統領諮問会議

宗教的調和のための大統領諮問会議は、内務大臣に対しシンガポールにおける宗教的調和の維持に影響を及ぼす事柄について検討や報告を行うというものである。大統領諮問会議は議長（Chairman）と６人から 15 人のメンバーで構成され、構成員にはシンガポールにおける全ての主要な宗教の代表者と、公的サービスやコミュニティに関する事柄と関わりのない著名なシンガポール人が含まれる。大統領諮問会議のメンバーの任期は原則３年であり、再任も認められる。

イ　抑制命令

抑制命令（Restraining Orders）とは、すべての宗教及び構成員に対し、宗教集団間に不和を生じさせること、政治的な目的を押し出すこと、布教活動や宗教実践を騙り破壊活動や大統領もしくは政府への不信を煽ることを抑制する命令を指し、内務大臣が発出権限を持つ。命令は当該個人について最大２年間、一切の布教活動・出版・編集委員

会に参加することを禁止する効果を持つ。抑制命令はまた、前述の行為を行うよう宗教団体に唆した個人にも適用が可能である。同命令はさらに異なる宗教集団間に憎悪や敵対心を生じさせるような行為について宗教集団に属しない者であっても適用することができる。同命令に違反した場合、10,000 ドルの罰金または２年以下の懲役、またはその両方を科されることとなる。

宗教的調和維持法は多宗教社会であるシンガポールにおいて、宗教活動の境界を設定し宗教的調和を保つことに重要な役割を担っている。また同法制は宗教的調和に関し必要なときに迅速に対応できる法的手段を政府に与えたことでも意味がある。さらにこの法制は、シンガポールの宗教的調和にとって脅威となる事項に対して、必要に応じ政府が率先して行動ができるような強力な法制度を整備しておくことの有用性を示している。

本件についてリー・シェンロン首相は、（宗教的）調和は法整備のみに留まるものではなく政府と宗教的なコミュニティが信頼関係を築く努力を行うことが必要であるとしている。

（４）他の法制度との関係

宗教的調和維持法以外に既存の法律で宗教的調和に関する規定を持つものは刑法（Penal Code）[24]と扇動法（Sedition Act）である。刑法は宗教や人種を理由として異なる集団間の敵対心を煽るような行為やその他の宗教的調和を乱す行為について罰則を設けており、扇動法は異なる人種や階級間の敵意や憎悪の感情を引き起こす全ての行為について罰則を設けている。

また、社会法（Societies Act）や望ましくない出版法（Undesirable Publications Act, UPA）も宗教団体の管理や宗教的調和を乱す行為の規制を目的として適用される。

第３節　宗教的調和を担保する団体と社会制度

マレーシア連邦への統合と分離独立、急速な都市化を経て、シンガポール社会は大幅な変革を遂げた。社会インフラの整備に伴う居住環境の変化は、コミュニティのあり方の再構築の必要性を生じ、宗教的調和を図るためには社会制度によるアプローチも重要な役割を果たしている。また、2001 年の世界同時多発テロや、シンガポールにおいて 2001 年から 2002 年にかけて実施されたジュマ・イスラミーヤのテロ未遂犯の拘束をきっかけとして引き起こされた社会不安を払拭するため、様々な取組が実施された。

１　宗教的調和とコミュニティのつながりを強化するための団体

（１）親善委員会

1964 年の人種暴動を受け、暴動で壊れた人種間の関係を修復するため、51 すべての選挙区で地域の指導者を構成員とする親善委員会（Goodwill Committees。市民諮問委

[24] 第 298A 条が該当する。

員会の前身）が設立された。親善委員会は噂に耳を傾けたり拡散しないよう助言を行ったり、不安を覚える市民に付き添って市場や学校に行ったりした。親善委員会がこうした活動を通じて社会の秩序を保つために高い成果を挙げたことにより、後の 1965 年の市民諮問委員会の設立につながった。

市民諮問委員会は人民協会の傘下のシンガポールの市民団体による活動の企画運営を行う組織である。また親善委員会は今日の人種・宗教間信頼サークルの設立の基礎も築いた。

（2）中央シンガポール合同社会サービスセンターと OnePeople.sg

中央シンガポール合同社会サービスセンター（Central Singapore Joint Social Service Centre, CS JSSC)は、1996 年に当時のゴー・チョクトン首相によって提唱された。彼は自助団体（Self-Help Groups, SHGs)とコミュニティ団体が資源をプールし全てのシンガポール人にシナジーがいきわたるような組織の構想を持っていた。課題に対応するため、自助団体の構成員（華人発展支援評議会、シンガポール・マレー・ムスリム社会発展評議会、シンガポール・インド人発展協会、シンガポールユーラシアン協会、ムスリム知識人協会）が 1997 年まで中央シンガポール合同社会サービスセンターとともに活動を行っていた。

中央シンガポール合同社会サービスセンターは 2007 年に OnePeople.sg に改称され、リー・シェンロン首相は改称について OnePeople.sg を人種（及び宗教）の調和を推進する団体として立ち上げたと語っている。

若者向け以外にも教育者や宗教団体・コミュニティ・市民団体のリーダーといった様々な利害関係者間の対応能力を高めるため、OnePeople.sg はコミュニティ・エンゲージメント・プログラム（community engagement programme）を実施している。プログラムは宗教的な違いの理解や人種間・宗教間対話の促進といった内容を含む。

2　宗教的調和を担保するプロジェクト

（1）ハーモニー・ファンド

異なる人種や宗教を持つ人々に向けての心無い発言を含む一連の事件を受けて、文化コミュニティ青年省（Ministry of Culture, Community and Youth, MCCY）は 2013 年にハーモニー・ファンド（Harmony Fund）を創設した。この基金はシンガポール人に多様性の理解や祝福を促すものである。500 万シンガポールドルの同基金は人種間・宗教間の寛容についてシンガポール国民に啓発し、異なる民族・人種・宗教集団間の理解を促進し、集団間の交流を強化し、またネガティブなステレオタイプや誤解を減らすような事業の誘致を目的としている。[25]基金は個人や公益団体、学校等に開かれており、事業にかかる費用の 80%を 10 万シンガポールドルまでの範囲で助成する。

[25] 文化コミュニティ青年省のウェブサイトでは、対象事業の例としてこれまでに実施された音楽や対話のイベントが紹介されている。

（2）ブリッジ

宗教間の信頼関係構築に向けたステークホルダーとして、政府もコミュニティに対し働きかけを行っている。2017 年には文化コミュニティ青年省がコミュニティとの更なるパートナーシップの構築及びシンガポールにおける人種や宗教についての理解を深めるためのコミュニティ主導の取組を推奨するために、ブリッジ（Broadening Religious/Racial Interaction through Dialogue and General Education, BRIDGE)を開始した。ブリッジの仕組みの下で宗教・人種交流に向けた様々な取組が行われている。

ア　アスク・ミー・エニシング

アスク・ミー・エニシング（Ask Me Anything, AMA）はムスリム知識人協会によって開始され、参加者が宗教に関する難しい質問をすることのできる率直でオープンな対話のための安全なスペースの提供を行う。

イ　コモン・センセズ・フォー・コモン・スペーセズ

コモン・センセズ・フォー・コモン・スペーセズ（Common Senses for Common Spaces, CSCS)は宗教間対話のシリーズであり、各宗教の基本的な質問（伝統、文化、実践など）を通じて多様性の中にある共通性を見出そうとするものである。

ウ　儒教とイスラム教の共通点に関するレクチャー

2016 年には、シンガポール南洋孔教会により儒教とイスラム教の教義の類似性について講演し、両宗教の橋渡しを行う試みが実施された。当日は 25 年に亘り MUIS に勤務し中国語や中国文化にも造詣の深いジャファー（Jaffar）氏が中国語により講演を行い、300 名程が参加した。

エ　ローゼズ・オブ・ピース

ローゼズ・オブ・ピース（Roses of Peace）は、2012 年のシャルリエブド襲撃事件をきっかけに対イスラム教徒憎悪が生じた際、博愛と相互理解で乗り越えるために発案者がシンガポールの大学生やボランティアと共に 300 本のバラをイスラム教、キリスト教、ユダヤ教、シク教、ヒンドゥー教、仏教といった異なる宗教のことわざを書いたメッセージカードとともに配布したことから始まった。以後バラを宗教間協調のシンボルとして配布するイベントの他、フォーラムやシンポジウムの開催を通じ、主に若者に対し宗教に関する対話の場を提供している。

オ　ハーモニー・ゲームス

ハーモニー・ゲームス（Harmony Games）は、異なるコミュニティ間の交流促進を目的として 2008 年に開始された取組で、毎年異なる団体が主催者となってイベントを企画する。半日で開催されるこのイベントでは、スポーツや音楽といったプログラムの他、主催コミュニティの紹介も行われる。

2022 年はシク諮問機関（Sikh Advisory Board, SAB)の主催で８月に実施され、エアロビクスや様々な民族楽器による音楽イベント、ターバン体験といったプログラムが開催された。

（３）社会的団結に関する国際会議

2019 年６月には、社会的団結に関する国際会議（International Conference on Cohesive Societies, ICCS）が、社会的なまとまりが直面する課題に対応するとともに宗教間・文化間の理解を強化するために、40 か国から 700 人の代表者を集めて開催された。代表者はアカデミアや政府、宗教団体や民間団体の指導者や専門家から成り、相互理解や課題解決のための対話を実施した。第２回は 2022 年９月に開催され、多様性の中で社会的団結を実現するためのアプローチや今後の取組について話し合われた。[26]

３　対テロ社会安全保障としての宗教的調和

（１）宗教的調和の宣誓

2001 年のアメリカ同時多発テロ事件後の 2000 年代の社会的な緊張状態に対応するため、当時首相であったゴー・チョクトンはシンガポールが多宗教国家であることを背景とし宗教実践に関わる共通ルールの制定を提案した。この非公的規範は宗教的調和維持法の下での宗教的調和の管理を補完するものであった。

宗教グループや一般市民の意見を踏まえ、宗教的調和の宣誓（Declaration on Religious Harmony）は 2003 年に成立し、宗教的調和を守る誓いとしてシンガポール人を規律するルールとなった。教育の現場では、生徒や教師が年に一度、人種調和の日にその理念を確認するために宣誓の暗唱を行っている。

（原文）

Declaration on Religious Harmony

WE, the people in Singapore, declare that religious harmony is vital for peace, progress and prosperity in our multi-racial and multi-religious Nation. We resolve to strengthen religious harmony through mutual tolerance, confidence, respect and understanding. We shall always

Recognise the secular nature of our State,

Promote cohesion within our society,

Respect each other's freedom of religion,

Grow our common space while respecting our diversity,

Foster interreligious communications,

and thereby ensure that religion will not be abused to create conflict and disharmony in Singapore.

[26] Reflections on ICCS 2022 – Achieving Connectedness and Cohesion (S. Rajaratnam School of International Studies)

（日本語訳）
宗教的調和の宣誓
我々シンガポール人民は、多宗教国家において、宗教的調和が平和、発展、繁栄のために必要不可欠であることを宣誓する。我々は相互的な許容、信頼、尊重と理解により宗教的調和を強固にすることを誓う。我々は常に、
我々の国家が世俗主義を取ることを認識し、
社会の一貫性を推進し、
互いの信教の自由を尊重し、
違いを尊重しつつ共通の空間を育み、
宗教間対話を促進し、
以てシンガポールにおいて宗教が争いや不調和のために濫用されることのないことを確認する。

（２）人種・宗教間信頼サークル

「ジュマ・イスラミーヤ」による社会不安を払拭すべく、2002 年にゴー・チョクトン首相（当時）の発案により創設されたのが、1960 年の親善委員会をモデルとする人種間信頼サークル（Inter-Racial Confidence Circles（2007 年に人種・宗教間信頼サークル、Inter-Racial and Religious Confidence Circles, IRCC に改称））である。同組織は宗教、民族、コミュニティそれぞれの代表者を含むかたちで設立され、各選挙区における宗教間プラットフォームとして人種・宗教の調和を推進するのが目的である。

人種・宗教間信頼サークルの目的は宗教・人種をテーマとした行事（宗教施設やヘリテージトレイルの訪問、宗教間対話等）を実施することで様々な思想信条や行動様式をもつ人々の相互理解を深めることであり、例としてタマン・ジュロン IRCC（Taman Jurong IRCC）では毎年パネリストや異なる宗教を持つ市民を招き、それぞれの宗教の考え方や死生観・家族観について対話するイベントを開催している。

人種・宗教間信頼サークルは人種間・宗教間の対話のチャンネルを広げる手伝いも行っている。問題を避けるのではなく、課題を話し合うことができ、また対話を通じて相互理解を構築できる環境の実現に向け、信頼のネットワークの構築及び強化に取り組んでいる。タマン・ジュロン IRCC は２か月に一度の割合で課題についてオープンに話し合う機会を設けている。

人種・宗教間信頼サークルはまた、人種や宗教に緊張をもたらすような危機に対し迅速に対応するよう訓練されている。危機が発生した場合は、各人種・宗教間信頼サークル支部は管轄するコミュニティにおいて異なる集団の間で調和を保つために調整を行う支援を実施することになっている。各支部のリーダーは政府機関による危機管理訓練を受けている。訓練は 2007 年から宗教やコミュニティのリーダーが社会的安定に影響を及ぼす恐れのある事象に対処することを可能とすべく行われており、複数の支部が合同で対応訓練を実施することもある（５つの支部から 60 名程度が参加し対応訓練を実

施した例もあり、89 支部全てが危機管理訓練を受けている)。

同サークルはコミュニティ内の異なる人々を結びつけ信頼や友好関係を構築する役割を担うのに有益なローカルネットワークである。またそのような関係を構築することで危機に対する対応力を高めるという側面も持っている。政府は人種・宗教間信頼サークルと協働することでコミュニティの根底を理解し、重要なメッセージを伝えたり危機に備えたりすることが可能となる。

（3）コミュニティ・エンゲージメント・プログラム

人種・宗教間信頼サークルの成功を受けて、2006 年２月には様々な機関において異なる人種や宗教コミュニティ間の信頼や警戒のネットワークをさらに強化するため、コミュニティ・エンゲージメント・プログラム（Community Engagement Programme, CEP)が開始した。その目的は、シンガポール社会の長期的なレジリエンスの強化のためにより強い主導権を発揮するために異なるコミュニティを普段からの信頼構築の取り組みによって結びつけることにある。この取り組みは特に危機的な状況において人々が結束するために必要となる。

コミュニティ・エンゲージメント・プログラムの下で各機関は人種・宗教の調和を推進するためにクラスターに分類され、協力機関として取り組みを実施することとなる。例として、宗教集団、各人種・宗教間信頼サークル支部、民族・同氏集団、自主福祉団体のクラスターについては、文化コミュニティ青年省が協力機関として支援を実施することとなる。同プログラムの開始により、人種・宗教間信頼サークルはその一環として位置づけられることとなった。

（表４）

コミュニティ・エンゲージメント・プログラムにおける各クラスター及び対応する機関

クラスター	所管する機関
宗教団体、人種・宗教間信頼サークル、人種・同氏協会、ボランティア福祉組織	文化コミュニティ青年省
教育機関	教育省
メディア	情報芸術省（MICA）（現情報通信省）
企業、労働組合	労働省
市民団体	人民協会

（4）人種・宗教的調和に関する国家舵取り委員会

コミュニティ・エンゲージメント・プログラムの両輪として人種・宗教的調和に関する国家舵取り委員会（National Steering Committee (NSC) on Race and Religious Harmony）が創設された。当時のコミュニティ開発青年スポーツ大臣（Minister of Community Development, Youth and Sports（現文化コミュニティ青年 Culture, Community and Youth)）を長とし、委員会は各人種・宗教間信頼サークル支部を指揮

するとともに宗教やコミュニティ、政府それぞれの集団のリーダーが相互に信頼関係を築くための国家的プラットフォームを築くことが目的である。スポーツから研修に至るまで様々なイベントが宗教集団間の絆を深めるために定期的に企画されている。例えば最初のコミュニティ・エンゲージメント・ゲームス・デー（Community Engagement Games Day（現ハーモニーゲームス））はシンガポール国立教会評議会（National Council of Churches of Singapore）が主催で 2008 年に開催され、以降様々な宗教団体やコミュニティによって実施されている。

（5）SGSecure と SGSecure コミュニティ・ネットワーク

SGSecure は 2016 年に開始したテロに対抗するためにコミュニティのレジリエンスを高めるキャンペーンであり、国民に対し「警戒（Stay Alert）」「団結（Staying United）」「強靭（Staying Strong）」の 3 種の行動を求める。2017 年には、全ての宗教関係団体を巻き込み既存の人種・宗教間信頼サークル（IRCC）を補強する新たな宗教間ネットワークを構築すると表明した。また SGSecure の一環として SGSecure ロードショー（SGSecure Roadshow）という啓発イベントも定期的に開催されており、参加者は不審者や不審物の見分け方といったテロ対策や、AED を用いた救命活動等、緊急時の対応について知識を深めることができる。

SGSecure コミュニティ・ネットワーク（SGSecure Community Network, SGCN)は 2016 年に SGSecure の取り組みに呼応して創設された組織で、SGCN を通じて文化コミュニティ青年省は既存の IRCC 支部の会員以外の宗教組織に対してもテロの脅威に対応する役割を担っていることを伝達することを意図している。礼拝施設が危機に対応できるよう、文化コミュニティ青年省は外務省とともに対テロセミナーの開催や宗教組織の危機管理プラン作成支援、宗教団体における危機対応訓練の実施などを行っている。

SGSecure ロードショーでは、緊急時の対応を学ぶことのできるコーナーの他に人種・宗教間調和について説明するコーナーも設置されており、写真右側のコラム部分では、団結にあたり国民が知っておくべき知識として諸宗教交流機関の紹介をはじめとする宗教に関する事項が紹介されている。

（図 9）SGSecure ロードショーにおける展示[27]

[27] 2022 年 11 月 20 日、「SGSecure ロードショー」（Orchard）にて筆者撮影。

4　宗教的調和を啓発するための施設

（1）ハーモニーセンター

シンガポール中北部、ビシャン地区に位置するアンナーダーモスク（An-Nahdhah Mosque）には、ハーモニーセンター（Harmony Centre）が設置されている。同施設は2006 年に多宗教・多人種のシンガポール社会においてイスラム教への理解を促進するために MUIS の重要施策のひとつとして導入された。同施設はイスラム教の歴史やシンガポールにおける宗教に関する文物や展示を実施している。センターはさらに宗教間対話やトレーニング、エンゲージメントを通じて他の宗教コミュニティとの深いネットワークやつながりの構築にも取り組んでいる。

2012 年には、異なる宗教について基本的な信条や宗教実践に関する以上の知識を得たいというパートナーの声を受け、ビルディング・ブリッジ・プログラム（Building Bridges Programme）を開始した。プログラムでは、２から３の異なる宗教団体の代表者を招いて宗教コミュニティが直面している課題に関する体験について、学習したり情報交換を行ったりする。例えば、2014 年にセンターはシンガポール仏教協会（Singapore Buddhist Federation）と共同でビルディング・ブリッジズ・エンゲージメント・セッション（Building Bridges engagement session）を実施し、イスラム教と仏教の観点から人間の苦悩についてプレゼンテーションを行った。

またセンターは 2011 年にアブドゥル・アレーム・シディク記念講演（Abdul Aleem Siddique Memorial Lecture）を実施した。このプログラムは宗教指導者と若者との意義ある協働関係を築くものであった。

センターはシンガポール人を対象としていたが、宗教団体間の結びつきの強化について深く学びたいと考える他国の関心も集めた。各国から多数の要人も来訪しており、ノルウェーやオーストリアも同様の施設の開設に興味を示した。

（2）多様性の中の調和ギャラリー

2016 年９月２日には、諸宗教交流機関（The Inter-Religious Organisation, IRO)や他の学術組織と共同で内務省（Ministry of House Affairs, MHA）により多様性の中の調和ギャラリー（Harmony in Diversity Gallery）が設置された。背景には、諸宗教交流機関青年部（IRO youth wing）の「シンガポールの主要な宗教や彼らを結びつける共通の価値に関する基本的な知識がなければ若いシンガポール人間で相互の尊重や理解を形成することが将来的に困難になる」との問題意識があり、同青年部により 2015 年にこの施設の創設について議論が成された。

多様性の中の調和ギャラリーは４つの展示室から成り、シンガポールの歴史において重要な示唆を与えたマリア・ヘルトフ事件に関する展示や各宗教にまつわる文物の展示等を通じて世界各地の宗教紛争やシンガポールにおける様々な宗教の価値観や社会的不和の影響等について学ぶことができるほか、個人がシンガポールの社会的調和について果たす役割について改めて考える機会になる。

ギャラリーはアモイ・ストリート・フードセンターの上に位置しており、人数に関わ

らず事前申し込みでガイドによる説明を受けることが可能である。

シンガポールにおける宗教の状況から回答者にとっての宗教の概念まで様々な質問が画面に出題され、回答者は「そう思う」「そう思わない」「どちらともいえない」のボタンを選択して回答する。シンガポールの宗教的多様性を学びつつ来訪者の対話を促す展示である。

施設は青少年を主なターゲットとしていることから、展示の最後には訪問者と同世代のシンガポールの若者がシンガポールの宗教的調和について自分の考えや経験を語るコーナーが設けられており、個々人がシンガポールの宗教的調和について果たす役割について自覚を促す。

（図 10）来訪者の対話を促す展示[28]

（図 11）個々人がシンガポールの宗教的調和について果たす役割について自覚を促す展示[29]

[28] 2022 年 11 月 10 日、「多様性の中の調和ギャラリー」にて筆者撮影。

[29] 2022 年 11 月 10 日、「多様性の中の調和ギャラリー」にて筆者撮影。

第４節　宗教一般に関する社会制度

この節では、シンガポールにおける礼拝施設・宗教実践の社会的な取り扱いや一般的な法規制について述べる。

１　都市再開発庁による礼拝施設の建設ガイドライン

他の建造物同様、宗教施設についても都市再開発庁（Urban Redevelopment Authority, URA）の建設ガイドラインにより基準が定められており、土地の状況、交通状況、周辺地域への影響、他の行政機関の条件等により容積率（Gross Plot Ratio）の許容率が決まる。

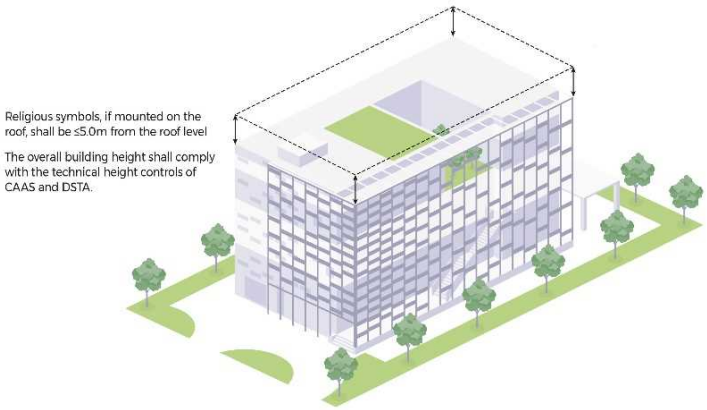

（図 12）都市再開発庁による建設ガイドライン（写真は宗教シンボルに関する規定）
（出典：都市再開発庁ウェブサイト）

ガイドラインによると、宗教施設としての機能を保つため、総床面積（Gross floor area, GFA）の 50%を祈祷目的に使用することとし、他の部分は宗教学校等の補助的機能として利用することができるほか、10%までの面積を宗教目的以外の用途に供することができる（図書館、会議室等）。

２　礼拝施設用地の入札制度

2015 年、国家開発庁（Ministry of National Development, MND）は土地入札制度の見直しを開始した。見直しは 2018 年に終了し、宗教施設用地の新しい入札制度が導入された。この見直しはシンガポール人の宗教的ニーズについて土地の有効活用の観点から応えるものである。

（１）見直しの経緯

2015 年の見直しは、2014 年 7 月に、オーストラリアの企業（ライフ・コーポレーション（Life Corporation）傘下の企業エターナル・ピュア・ランド（Eternal Pure Land））が電動納骨堂併設の中国寺院の建設のためにシンガポール北部のセンカン（Sengkang）地区の宗教施設用地を落札したことに対して、隣接する建売住宅建設予定地の所有者と住宅保有者が反発したことがきっかけである。営利企業が宗教施設用地を落札したことも宗教団体や不動産事業者を驚かせた。センカン西市民諮問委員会（Sengkang West Citizens' Consultative Committee）と地元の議員は、ライフ・コーポレーションの代表者や都市再開発庁、住宅開発庁の同席のもと、住民の意見を聞くために３時間の非公

開会議を実施した。2015 年の１月には土地の用途にそぐわないとしてプロジェクトは実施されないこととなった。国家開発庁はエターナル・ピュア・ランドと協定を結び、土地の取得に支払った金額を返還した。また高齢化社会に際し死後に関するサービスの発展を支援する姿勢を示すために都市再開発庁のマスタープランで墓地用地として指定されていたタンピネス・ロード（Tampines Road）脇の 0.1 ヘクタールの土地を自動納骨堂の技術発展のためにエターナル・ピュア・ランドに売却した。中国寺院用の宗教施設用地であるセンカン地区の宗教施設用地は再度入札が行われ、太和観道徳会（Thye Hua Kwan Moral Society）が 600 万ドルで落札した。

宗教と関わりの無い民間事業者が宗教施設用の土地を落札した本件事案の発生を受け、政府は、宗教団体のニーズが高い土地が、豊富な資金力を持つ企業により高値で取引されるようなことを防ぐ見直しを実施した。現在の制度では、コミュニティの運営に積極的に参画している宗教団体や、礼拝用の空間を真に必要とする宗教団体に限り、宗教施設用地の入札に参加出来る仕組みとなっている。

（２）新しい入札資格の導入

旧制度では宗教施設用地の取得条件は金額のみであったが、新しい制度では、２ステージで入札資格の判断を行うこととなっている。ステージ１は、コミュニティに寄与する活動を現に行っており真に礼拝場所のための土地を必要とする宗教団体であることが必要である。ステージ１を満たした主体はリストに登載され、ステージ２の審査に進む。ステージ２では以下の３点をすべて満たすことが必要となる。

１．宗教の振興のために設立された主体であること。
２．シンガポールの幅広いコミュニティに関わるまたは利益となる活動の実績があること。
３．新しい専用の土地を必要とする旨を証明できること。

上記に加え、国家開発庁は礼拝施設ハブ（PW Hub）専用の土地の入札も開始した。礼拝施設ハブは同じ宗教に属する複数の宗教団体が入居することのできる複数の階層から成る施設である。礼拝施設ハブの入札者は上述の条件に加えて複数の宗教団体が関わる宗教施設の運営経験、礼拝施設ハブの運営コンセプト、想定しうる問題とその対処方法、といった要件を満たす必要がある。

３　税制度

公的な礼拝場所用地については、不動産税法（Property Tax Act）[30]の規定により、政府の支援を受ける公立学校やチャリティーに関する施設等と同様に不動産税（Property Tax）免除の対象となる。

[30] 不動産税法第６条第６項

４　公共の場における宗教実践

ボイドデッキ（Void Deck）は 1970 年代に住宅開発庁によってシンガポールの住宅に設けられたユニークな特徴である。ボイドデッキは空間の共有による住民同士の交流機会の創出や社会活動・宗教活動のための場所として設計された。同様の用途としては円形劇場や公民館も整備されており、市民は申請（施設によっては市民団体アドバイザー（Grassroots Adviser）や MUIS の許可が必要となる場合もある）のうえ利用することができる。

第３章　民間団体、コミュニティ及び各宗教の取組と新たな課題への対応

第１節　市民団体の取組

第１章では宗教に関する歴史、政府及びそれに類する機関と取組について概観した。本節では民間団体によるシンガポールにおける宗教的調和を推進するための団体や取組を紹介する。

１　諸宗教交流機関

（１）設立の背景

（図 13）諸宗教交流機関のウェブサイト（トップページ）。各宗教指導者がシンガポールの特徴的な建造物を背景に親しげに交流する様子が参加 10 宗教のシンボルとともに示され、シンガポールにおける宗教的調和が演出されている。

諸宗教交流機関（The Inter-Religious Organisation, IRO）は、1949 年３月に宗教間対話で知られるパキスタンのイスラム伝道師のムハマド・アブドゥル・アレーム・シディキ（Muhammad Abdul Aleem Siddiqi）氏の発案により英領マラヤの全ての宗教に開かれた組織としてのシンガポール・ジョホールバル諸宗教交流機関（Inter-Religious Organisation of Singapore and Johor Bahru）が創設された（1961 年に諸宗教交流機関に改称）。

背景としては、当時マラヤにおいて独立の機運が高まり、独立後の国家における地位をめぐる人種間（特に中華系とマレー系）対立が顕在化してきたため、宗教の側から異なる人種間の融和を進めることで社会の分断を防ぐ必要があったことが挙げられる。

諸宗教交流機関の使命は異なる宗教の指導者や信者の友愛や協力、相互に尊重することであり、当初はヒンドゥー教・ユダヤ教・仏教・キリスト教（プロテスタント・カトリック）・イスラム教・シク教の６宗教の代表が参加していたが、後にゾロアスター教（1961）と道教及びバハーイー教[31]（1996）、ジャイナ教（2006）が加わった。2022 年 11 月現在、ジャイナ教徒のメンバーが会長を務めている。

（２）活動の歴史

1950 年代初頭、諸宗教交流機関はシンガポールの土着の信仰に対する認識を高めるため、植民地政府にブッダと預言者ムハンマドの誕生日を祝日に加えるよう要請した。またマリア・ヘルトフ事件の際にはイスラム教徒、仏教徒、ユダヤ教徒、シク教徒、道

[31] 19 世紀イランにおいてバハオラによって創設された、独自の聖典・暦を持つ世界宗教。

教徒、そしてクエーカーによる共同声明を出し事態の鎮静化を図った。1964 年の人種暴動の際にも、シンガポール国民は国益のために尽くすべきとする声明をメディア媒体で発表するとともに、暴動により被害を受けた人々を訪問した。現在も NGO としてシンガポールにおける宗教的調和のための活動を行っている。

（3）現在の活動

諸宗教交流機関は定期的にメンバーや一般に向けたパブリック・トーク（public talk）を定期的に実施し、宗教を跨る話題やシンガポール人の日々の暮らしに宗教が与える影響といった話題について話している。諸宗教交流機関のメンバーは IRCC やコミュニティ・エンゲージメント・プログラムの活動にも関わっている。諸宗教交流機関は若者（youth's wing）や女性（Women of Faith）にも安全な対話の機会を設けている。

諸宗教交流機関はまた、各宗教集団の代表者が公的・私的な団体や祭典の際に祈祷を行う宗教間礼拝（inter-religious prayer）を実施してきた。最初の宗教間礼拝は第二次世界大戦中に犠牲となったイギリス連邦の人々を悼み毎年 11 月 11 日に最も近い日曜日に開催される式典（Annual Remembrance Day Memorial）に際し実施され、1966 年以降、毎年宗教間礼拝が実施されている。宗教間礼拝はその象徴性から MRT の着工式、ブキット・ブラウン（Bukit Brown）[32]の発掘をはじめとする重要な公的・私的イベントに招待されている。宗教間礼拝はシンガポールの多宗教社会の結束を示すアイコンとなった。

（図 14）2020 年 1 月 31 日には、新型コロナウイルス感染症患者と医療従事者に向けて宗教間礼拝を行った。（出典：諸宗教交流機関ウェブサイト）

[32] シンガポールの中心に位置する丘で、華人向けに最初に作られた公営墓地。敷地内に高速道路を通すために墓地の掘り起こし作業を実施した。作業にあたり 2013 年に宗教間礼拝が実施された。（Pre Exhumation Rituals : 28 November 2013, All Things Bukit Brown – Heritage. Habitat. History）

２　宗教的調和に向けたコミットメント

世界的なエスニック・グループ間の緊張の高まりを受け、より行動に即した非公的規範（soft law）として宗教的調和に向けたコミットメント（Commitment to Safeguard Religious Harmony）が 2019 年に 250 を超える宗教グループの主導により、2003 年の宗教的調和の宣誓（Declaration of Religious Harmony）（後述）に上乗せするかたちで導入された。

（図 15）コミットメントの表明に際し各宗教グループが一堂に会した（出典：STRAITS TIMES）

コミットメントは異なる宗教を信仰する人々と共に食事をする、互いの宗教の祭りを祝い合う、結婚式や葬式といった宗教儀式に参列するといったこと等を通じて宗教間の絆を強めている決意を内容としており、「宗教的自由を擁護する（Upholding Freedom of Religion）」「絆を強める（Building Stronger Bonds）」「配慮と相互理解の文化を育む（Fostering a Culture of Consideration and Mutual Understanding）」「尊重と配慮の下に教義の伝達や布教を行う（Sharing and Propagating Beliefs Respectfully and Sensitively）」「危機に際し団結を保つ（Maintaining Solidarity in Crisis）」「組織的取組を支援する（Supporting Institutional Efforts）」「すべての人にとってより良いシンガポールのための宗教的調和を保護する（Safeguarding Religious Harmony for a Better Singapore for All）」の 7 項目のコミットメントを表明した。[33]

３　プルガス

（１）概要

プルガス（Persatuan Ulama dan Guru-guru Agama Islam Singapura, PERGAS）は、1957 年に設立され、約 800 名の宗教指導者を会員とする民間団体（NGO）であり、シンガポールにおいてイスラム宗教指導者を代表する唯一の団体である。預言者の遺産を守る(Upholds the legacy of the Prophet)の信念の下、シンガポールの社会に積極的に参画している。

（２）活動の歴史

イスラム教育の質の向上や宗教教師の福祉の充実を主な目的としており、宗教教師の育成コースの運営やムスリム社会を代表しての提言、政府への意見提出なども行う。

主な社会参画手段はムスリムコミュニティに関わる問題について意見表明を行うことで、これまでに、義務教育（2000）、公立学校におけるスカーフ問題(2002)、ジュマ・イスラミーヤ（2002/03）、カジノ・賭博行為に関する提言（2004）、イスラエルのパレス

[33] More than 250 religious organisations commit to safeguard religious harmony（2019 年 6 月 19 日付 Straits Times）

チナ侵略(2008)、ムハンマド風刺漫画掲載問題(2007)、同性愛者・ゲイの権利（2008)、イスラム教徒の潔白（2012)、ガザ問題(2012)、ロヒンギャ族の大量虐殺(2013), エジプト政変におけるデモ隊の強制排除（2013)、スカーフ問題(2013)、シンガポール健康促進局ウェブサイト FAQ における性的指向に関する記述（2014), オンライン賭博(2016), 憲法第 337A 条（同性愛行為を禁止する条項）(2018)、ブラックメタル(2019)等について意見表明を実施した。

（３）「イスラムの穏健」の普及

2003 年には「ウラマ・コンベンション」を開催し、アルカイダやジュマ・イスラミーヤを分析し、過激主義はイスラムの誤った解釈に基づくものであるという見解を表明するとともに、シンガポールのイスラム教徒が「穏健なイスラム」を実践するための指針として 2003 年に「シンガポールムスリムコミュニティの文脈に沿ったイスラムにおける穏健（Moderation in Islam in the Context of Muslim Community in Singapore）」を刊行した。同書ではイスラム教徒が平和的な信仰を堅持することを表明しイスラム教徒に対する懸念を払拭すべくシンガポール社会の文脈でその教義や信仰の実践について説明を行っており、以後プルガスは本書に記載された概念の普及に努めている。

４　宗教団体とその施設による社会活動

（１）宗教団体による社会的支援の始まり

シンガポールにおける宗教施設は必要な社会的支援を長い間提供してきた。初期のヒンドゥー教寺院は新しく移民してきたヒンドゥー教徒を保護し住居等の提供を行い、中国寺院は門の外にティースタンドを設置して被災者の支援を行った他、慈善行為を施すための場所を設置し、医師（多くは仏教僧や道士であった）が漢方薬を用いた治療行為を行った。

シンガポールが独立し経済成長や社会変容を経験するなかで、政府は宗教が人々の精神や良心に果たす役割を認識するに至った。政教分離を保ちつつも、政府は宗教団体に対し、恵まれない人々の支援とコミュニティづくりへの積極的な関与を求めた。

（２）宗教団体による福祉サービスの拡大

1990 年代に政府はメニーヘルピングハンズ（Many Helping Hands）[34]の手法の導入により支援を必要とする人々へのサポートの拡充を図った。宗教施設や宗教団体もその活動に参加した。この活動では、サービスを提供する政府や宗教団体、支援者やコミュニティといった複数の主体間のパートナーシップ構築も合わせて進められた。

支援団体の例としては、中華系仏教寺院によって建設された老人ホームである大悲安老院（Tai Pei People's Home）は国から補助を受けシンガポール社会福祉局（Social Welfare Department）の勧告に基づき老人の受け入れを行っている。この取り組みは

[34] 政府やコミュニティその他多様な主体が、支援が必要な人々にサービスを提供すること。

政府によって建設された老人ホームのベッド数の不足を補うことに役立っている。

（３）シンガポール政府による支援内容とその特徴

福祉センターや老人ホームを建設する費用を支出する宗教団体については、土地が安価に提供されており、住宅において社会サービスを使命の一環として実施する場合も宗教団体は市場価格より安い価格で物件を借りることが可能である。

シンガポールの宗教団体による社会サービスとして特徴的なのは、その活動が人種・宗教に関わらず全ての人を対象とする点である。また宗教の垣根を越えて合同でサービスを提供することも一般的である。例としては、シンガポール・ブディスト・ロッジ（Singapore Buddhist Lodge）[35]とジャミヤ・シンガポール（Jamiyah Singapore）[36]が 10 年以上合同でコミュニティ福祉を推進する活動を実施している点[37]や、ハート・オブ・ゴッド・チャーチ（Heart of God Church）とハリード・モスク（Masjid Khalid）は文化コミュニティ青年省の支援を受けて若者向けの教育プログラム（Interfaith.sg）を提供している点が挙げられる。プログラムは教会やモスクの敷地内で実施され、教員と学生は学問的な学びに加えてお互いの信仰について知ることができる。

MONDAY, FEBRUARY 8, 2021 | THE STRAITS TIMES

FORUM ST

It takes intentional effort to cultivate meaningful relationships.
ALEX LOW AND IMAN YAZID

Voices of Youth

Religion • Of different faiths, but so normal for us to be together

We are from Heart of God Church (HOGC) and Khalid Mosque, and our organisations have been working on interfaith community projects together since 2016.

Still fresh in our minds is the news about a 16-year-old self-radicalised youth plotting to attack two mosques.

This letter is a sign of our solidarity. We have always believed Christian and Muslim youth can have strong friendships with one another.

In fact, on the day the news broke, some of us from Khalid Mosque and HOGC were meeting to plan interfaith activities.

We were stunned and dismayed that someone of his age would even think of such acts.

We reflected on the news and realised that it feels so normal for us to work together, even though we are of different faiths.

We know that it takes intentional effort to cultivate meaningful relationships.

We remembered how we would see each other regularly at interfaith projects, either as an organiser or a participant.

We would take part in joint blood donation drives and prepare care gifts for Covid-19 front-line workers.

HOGC and Khalid Mosque would also organise joint tuition programmes and football matches, so it was common to see youngsters from both the church and mosque poring over their textbooks together or emerging from a football field, tired and covered in dirt, but extremely happy. All these initiatives forged stronger bonds between us.

We hope what we have inspires others to build friendships with people of different faiths, and safeguard racial and religious harmony, so that such acts of terror and violence never happen.

Never has it been more vital to build bridges, not walls.

We need to create platforms for young people of different faiths to come together, understand one another and discover what we have in common.

For us, we have found not just a co-worker but also a friend and a brother in each other.

Alex Low, 18
Year 2 polytechnic student

Iman Yazid, 19
Year 2 Institute of Technical Education student

The writers, Alex Low (left) and Iman Yazid (second from left), at Khalid Mosque, where young members of Heart of God Church and the mosque frequently meet to plan interfaith activities. Taking part in such joint projects, they say, has forged stronger bonds between both groups. PHOTO: COURTESY OF ALEX LOW

CALLING YOUNG READERS

If you are 21 years or below and want to share your opinion, e-mail your letter to stforum@sph.com.sg with the subject header "Voices of Youth". Include your age, contact details and school level if you're a student. Please keep your letter to 300 words.

（図 16）Interfaith.sg の活動は新聞報道にも取り上げられている。（出典：Interfaith.sg ウェブサイト）

---

[35] 仏教系慈善団体。

[36] イスラム教系慈善団体。

[37] ジャミヤ・シンガポールのフェイスブックでは、シンガポール・ブディスト・ロッジと共同して紅包の配布を行った活動報告が投稿されている（2021 年 1 月 10 日付）

第２節　宗教ごとの課題と取組

この節では、シンガポール暮らしやすい都市センター（Centre for Liveable Cities Singapore, CLC）発行の「都市システム研究～シンガポールにおける宗教的調和；空間、実践及びコミュニティ（Urban Systems Studies - Religious Harmony in Singapore: Spaces, Practices and Communities）」に掲載の事例を中心に、各宗教団体や政府部門の宗教別の取組について紹介する。

１　仏教

（１）宗教的供物を燃やす宗教実践

線香や冥銭、宗教的供物を燃やすことは中国の伝統的な宗教的習慣であり、信者は清明節[38]（Qing Ming）やハングリー・ゴースト・フェスティバル（Hungry Ghost Festival）[39]などの際に行う。この風習は住宅街でも行われるため、他の住民への配慮が必要となる。

この習慣を安全に実践するため、住宅開発庁は金属製の炉を住宅区画に設置し、供物をそこで燃やすようパンフレットを使用して住民に注意喚起を行った。また住宅開発庁は居住者委員会（Residents' Committee）と協力して定期的なキャンペーンを実施し、冥銭を燃やす際の社会的責任の意識づけを行ったり、マスメディアを通じて協力を呼び掛けたりした。

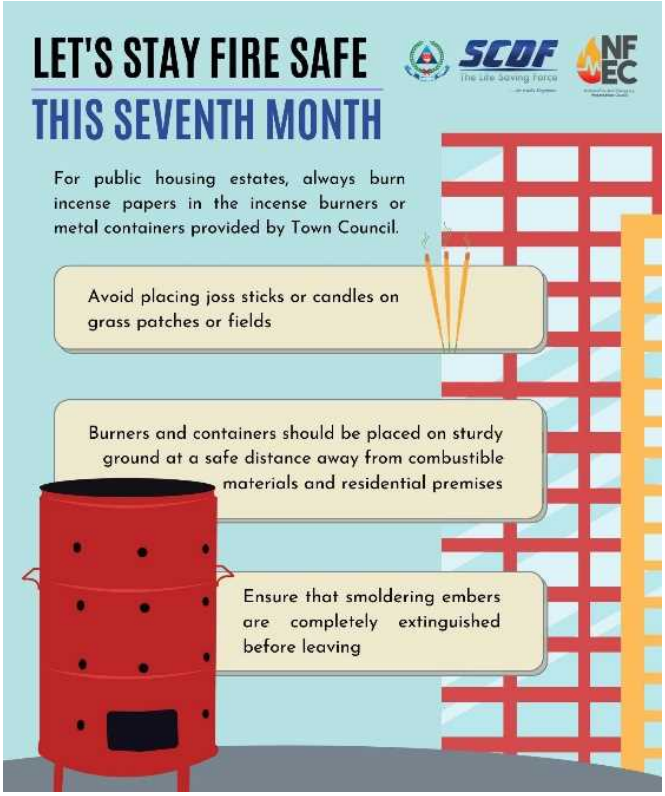

（図 17）シンガポール民間防衛隊等により発出された鬼月の宗教実践の注意喚起（2022 年）

1998 年、当時の環境省（Ministry of the Environment, ENV）は、大きすぎる線香やろうそくを燃やすことを禁止したほか、仕切られた区画内で燃やすことのできる冥銭や線香の数量の制限、燃やす際に建物から一定の距離を取ることについて定めた。省庁の職員はそういった規制の導入について、シンガポール宗教用品同業協会（Singapore

---

[38] 春分から 15 日目に当たる節句。祖先の墓を参り、草むしりをする日。

[39] 旧暦 7 月 15 日の節句。死霊が下界に出てくる日とされ、霊を鎮めるために供物を燃やす。鬼節、中元節とも言う。旧暦 7 月を鬼月と呼び、天界・地獄・現世が繋がるのが 15 日であると言われる。

Religious Goods Merchant Association）や祭祀の執行者、寺院の管理者や民間団体も含めて話し合いを行った。

そのような制限を設けてもなお、住環境に影響を与える舞い散る灰や煙への苦情は絶えなかった。環境省はタウン・カウンシル（Town Council）[40]やシンガポール道教協会（Taoist Mission）と協力して既存の炉に蓋を設置した。

2013 年の鬼月（Hungry Ghost Month）では、道教協会（Taoist Federation）、シンガポール仏教協会（Singapore Buddhist Federation）、ワット・アナンダ・メタラマ（Wat Ananda Metyarama）が共同で勧告を発出し、冥銭や線香を燃やすことについて信者に責任のある宗教実践を呼び掛けた。また勧告では、シンガポールにおけるヘイズの発生状況も勘案しつつ、公の場での焼却の減少と冥銭や線香の利用減少を目的として、繁栄を願い慣例的に行われる冥銭を投げ捨てる行為も行わないよう呼びかけた。

2014 年には、タウン・カウンシルは煙の排出量を半分に抑えたエコフレンドリーな炉を試験導入した。この取組を通じて、2015 年に 1,100 件ほどあった苦情の件数は 2018 年に 500 件ほどにまで減少した。

上記に加え、ハングリー・ゴースト・フェスティバルや葬式といった機会に大きな金属製の炉を使用する場合は一時占有免許（Temporary Occupation License, TOL）をタウン・カウンシルに申請する必要がある。環境水資源省（Ministry of the Environment and Water Resources）はタウン・カウンシルと協働して大きな金属製の炉が住宅密集区画の近くに設置されないか、炉を使用するにあたり適切な使用方法を示す資料が住民間で共有されているかといったことに注意を払っている。

住宅に近接する寺院や宗教施設もまた発生する煙を最小限に抑える対策を取っている。例えば光明山普覚禅寺（Kong Meng San Phor Kark See Monastery）は 2019 年の清明節で大きな紙箱をお供え物として燃やすことを禁止した。

（２）放生（仏教儀式）

ベサックデー（Vesak Day、釈迦誕生日）の期間やその他の特別な機会に、魚や鳥、沼ガメといった生き物が、功徳を積む目的や動物愛護の観点から解放・放流されることがある。この風習は中華系仏教徒の間で「放生（ほうじょう）」と呼ばれる。生き物を放すことは良心から行われるものの、環境や生態系に影響を及ぼす可能性もあると専門家は警告している。また放された生き物の多くは長生きしないことも分かっている。光明山普覚禅寺やテクチェン・チョリン（Thekchen Choling（チベット仏教寺院）のような宗教施設では、ベサック・デーに家族向けのイベントを実施してこの習慣を行わないよう啓発を行っている。

国立公園局（National Parks Board）や公益事業庁（Public Utilities Board）の職員やボランティアは、2017 年にオペレーション・ノー・リリース（Operation No Release）

[40] タウン・カウンシル法（Town Councils Act）によって定められた HDB 住宅の維持管理を目的とする組織。

に参加した。この活動は、特にベサック・デーの期間中に、放生やペットが不要となった等の理由で生き物を公園や貯水池に捨てないよう啓発を行うものである。ベサック・デーに合わせて、国立公園局と公営企業庁の職員はボランティアとともに 18 か所をパトロールして呼びかけを実施した。また国立公園局、公営企業庁、農産物・家畜庁（Agri-Food and Veterinary Authority of Singapore, AVA）とシンガポール自然協会（Nature Society(Singapore)）は学生やボランティアと協力して展示会や課外活動といった教育活動を実施した。シンガポール仏教協会と仏教団体もまた信者にベジタリアンになることや動物愛護施設への寄付を行うなどの代替案を検討するよう求めた。オペレーション・ノー・リリースの実施によって生き物を放すことがシンガポールの生態系にもたらす影響について多くの人が知ることとなり、放される生き物の数は明確に減少した。

2　イスラム教

（1）ムスリム法の制定とイスラム教関連機関の設置

シンガポール憲法では、一般的な信教の自由の他に、イスラム教に関する規定を置いている[41]。同条では、イスラム教に関わる問題について規制し、大統領に助言する評議会を設立する法律を制定すべきことを定めており、この規定に基づいてムスリム法施行法の制定と MUIS その他イスラム教に関連する機関の設置が行われた。

この規定の背景には、マラヤとの統合による独立を目指していた人民行動党がマラヤに倣いイスラム行政の仕組みを整備するために 1960 年に議会に提出したムスリム法施行条例がある。本条例はイスラム関連団体の意見が集約できなかったことから廃案となったが、その後 1965 年 12 月にはムスリム法施行法案が国会に提出され、翌年には成立することとなった。

以下の項目では、シンガポールにおいてイスラム教に関する機関として設置されているムスリム問題担当大臣、MUIS、シャリーア裁判所、ムスリム結婚登録所について概観する。

ア　ムスリム問題担当大臣

ムスリム問題担当大臣（Minister in Charge of Muslim Affairs）は 1977 年以降内閣に 1 名おかれ、いずれかの省庁を担当するイスラム教徒の大臣が兼務する。MUIS、シャリーア裁判所、ムスリム結婚登録所の機関を管轄し、担当大臣は、MUIS の役員任命時の大統領への推薦、MUIS の業務上の行為に承認を与えるといった権能を有する他、イスラム教徒に関わる問題について政府とムスリム社会の調整役としての役割も果たす。

イ　MUIS（Majlis Ugama Islam Singapura、イスラム評議会）

MUIS はムスリム法施行法に基づき設置される機関であり、正式名称である「Majlis

[41] 憲法第 153 条

Ugama Islam Singapura」はマレー語で「シンガポール・ムスリム評議会」を意味する。MUIS は文化コミュニティ青年省傘下の法定機関（statutory board）」である。会長（President）は大統領が任命し、理事会（Council）はムスリム問題担当大臣の推薦に基づき大統領が任命する 7 名以上の役員から構成される。

MUIS の役割は以下のとおり。
・ザカート（喜捨）、ワカフ[42]、巡礼、ハラル認証その他シンガポールにおけるイスラム教徒に関する社会宗教活動全般の管理
・モスクの新設・改良・監督・管理
※後述のモスク建設とムンダキ基金（Mosque Building and MENDAKI Fund, MBMF）の活用によりモスクの建設や改良が含まれる。
・イスラム教育とマドラサ（私立のイスラム学校）の管理
・コミュニティ向けの宗教的ガイドラインの発出

MUIS は 2004 年には多人種・多宗教社会シンガポールのイスラム教徒に望まれる宗教生活を提唱することを目的とし、「シンガポール・ムスリム・アイデンティティ・プロジェクト」を開始した。同プロジェクトの成果は「卓越したシンガポールのムスリム社会の建設のためのパンフレット」冊子にまとめられた。

ウ　シャリーア裁判所

シャリーア裁判所（Syariah Court）は、イスラム教徒の結婚・離婚・離婚に伴う財産の分配、死亡に伴う財産の相続等に関する係争について管轄権を有する。ムスリム法施行法に基づき設立され、大統領が裁判長と裁判官を任命する。

エ　ムスリム結婚登録所

ムスリム結婚登録所（Registry of Muslim Marriages）は、イスラム教徒同士の結婚について、イスラム法の規定に基づき登録を行う機関である。両方がイスラム教徒である夫婦以外の結婚の登録は、一般の結婚登録所が行う。

（2）モスク建設基金とモスクのアップグレード

宗教施設の移転と開発が始まった 1970 年代の初頭、新しい区画にモスクを建設するための費用集めが重要な課題であった。当時新興の衛星都市であったトア・パヨ（Toa Payoh）のムスリムコミュニティ指導者たちは戸別訪問を行い新しいモスクの建設に向けた資金調達を行うことを決定しコミュニティも協力する意思を示したものの、資金集めは難航した。

当時首相であったリー・クワンユーは、ほとんどの宗教施設が移転後速やかに再建さ

[42] イスラムに則り慈善目的に活用されるよう寄付された土地、建物その他の財産を指す。

れるのに対しモスクはそうではないことについて、その理由がマレー系住民の経済状況や政治的立場の弱さにあることにすぐに気づいたものの、シンガポール共和国が世俗主義の国家であることから政府として援助することができなかった。

1974 年、リー・クワンユーは MUIS のメンバー、国会のマレー系議員、Minister of Social Affairs（Othman Wok）、教育担当の国会秘書をイスタナに招き会議を行った。状況を把握したリー首相は、所得のある全てのイスラム教徒が中央積立基金（Central Provident Fund）を通じてモスクの建設に貢献することを提案した。翌年の 1975 年には改正ムスリム管理法（Administration of Muslim Law）が国会で承認され、モスク建設基金（Mosque Building Fund, MBF）が創設された。基金の創設により、シンガポールで働くイスラム教徒（外国人、永住権保有者を含む。除外制度あり）は収入に関係なく月 0.5 ドルをモスク建設のために負担することとなった。トア・パヨのムハジリンモスク（Muhajirin Mosque）はモスク建設基金によって 1977 年に完成した施設である。

建設費の高騰に伴い、1977 年にはモスク建設基金の負担額は 1 ドルに引き上げられた。

1984 年にはモスク建設基金はモスク建設とムンダキ基金（Mosque Building and MENDAKI Fund, MBMF）に改組され、負担金も 1.5 ドル（後の 1991 年に 2 ドルに引き上げ、その後 1995 年・2005 年・2009 年と 2016 年にも負担額の見直しが行われた）とされた。2009 年には MBMF の対象が拡大され、宗教教育事業の支援や古いモスクの改修もその目的の一つとされた。

2009 年にはモスクアップグレードプログラム（Mosque Upgrading Programme, MUP）が MUIS によって開始され、人口の高齢化に対応するバリアフリー設備の設置や、モスクの収入にもなる結婚式等のイベントに際し貸し出しのできる多目的ホールの併設が順次行われた。

（3）ムンダキ

ムンダキ（Yayasan MENDAKI, Council for the Development of Singapore Malay/Muslim Community)は 1982 年に設立された自助組織で、社会的に弱い立場にあるマレー系やイスラム教徒の子供たちに教育を提供する活動を行っている。本部はシンガポール東部のシグラップ（Siglap）に位置しており、シンガポール国内 4 か所に支部を設置している。ムンダキ学習塾スキーム（MENDAKI Tuition Scheme, MTS）では、所得制限を設けたうえでマレー系イスラム教徒以外の生徒も受け入れている。

（4）公共スペースの活用

シンガポール独立後数年の間、マレー系ムスリムコミュニティはモスクもしくはスラウ（surau、マレー語で「祈りの間」の意）を含むマレーの村にその多くが居住していたが、シンガポールの都市化に伴い、各地に建設されたモスクに祈りの場所が徐々に移行していった。しかしながら、イスラム教の神聖な月であるラマダンには特定のボイド

デッキや住宅区画に設置された多目的ホールは一時的に礼拝場所として開放され、祈りの場所として使用することを可能としている。そのように準備された祈りの場では、絨毯や天井照明といった必要な設備が設置される。信者は食料品の配布や集まって食事をすることにも空間を使用することができる。タウン・カウンシルではラマダンの期間において毎晩午後 10:30 までの時間でそのような活動に許可を与えている。

このような許可は近くにモスクの無い地域に住む住民や体調に不安があるが一人で祈りを行いたくない高齢者といった人々にとって有益であり、一緒に食事をしたり食料品を配布することで他の人種や宗教を持つ人々を招くことでコミュニティの結束を強めたり、文化的な活発性を高めたりする効果が期待できる。2019 年のラマダン中には、31 の臨時礼拝場所が設置された。

（図 18）ギン・モーロードの臨時礼拝場所（出典：MSNews）

ギン・モーロード（Ghim Moh Road）ブロック 2 のボイドデッキの一部は、例外的に 41 年間に亘り臨時のスラウとして使用されている。この礼拝場所は近隣の村から共同住宅に移転した 500 世帯余りのイスラム教徒の世帯のために 1981 年に設置された。当時最寄りのモスクまでバスで 30 分から 45 分かかる状況であり高齢者がそこまで移動するのが難しい状況であったため、祈りの場所の確保については多くの要望が寄せられていた。

同スラウは当初テントと段ボールのみで構成された祈りの場所であったが、タウン・カウンシルの許可を得て扇風機や照明、回転式のブラインドなどの設置が設置された。

宗教教室や他のイスラム教関連のイベントも同礼拝場所にて開催された。1980 年代初頭には、住民は共同して月 50 ドルの賃借料及び月 1 ドルの施設費を支払うようになった。現在賃借料は支払っていないが、月に 45 ドルから 50 ドルを施設費として支払っている。集められた資金は宗教活動や改修費用に充てられているものの、イスラム教徒の住民の減少によりスラウの維持は困難になってきている。一方、同礼拝場所は人種や宗教を問わない休息の場としても機能している。最近の例としては、2019 年のラマダン時期に、シンガポール・ブディスト・ロッジ（Singapore Buddhist Lodge）が米を寄進した。米はブキティマ（Bukit Timah）のアル・フダモスク（Al Huda Mosque）で粥に調理され、チャーチ・オブ・セイント・イグナティウス（Church of Saint Ignatius）のボランティアによって近隣の住民に提供される、といったことが行われた。

（5）モスクの騒音問題

アザーンとして知られるモスクからイスラム教徒への呼びかけは、一日に 5 回、イスラム教徒に礼拝の時間を知らせるために流される。シンガポールでは、1936 年に試験

的にサルタンモスクのミナレットに設置した拡声器を用いてアザーンを流したのが最初である。その後、技術革新によりアザーンはより遠くまで届くようになった。

シンガポールの都市開発の初期、政府は近代的な生活様式の一部として騒音の拡大を心配していた。1974 年に導入されたコミュニティ騒音軽減プログラム（Community Noise Abatement Programme）では公共の場における最大音量を規制しており、当該新規制はアザーンにも影響を及ぼした。

イスラム教徒コミュニティにおける信仰の実践に際しそのような規制が及ぼす影響を最小限とするため、MUIS と教育省はアザーンについて異なる音響を検証し、受容しうる音量として 60dB を設定した。MUIS はモスク管理委員会（Mosque Management Committee）の場にも説明に訪れ、多くのモスクが新しい施策を受け入れた。1977 年８月 15 日からはラジオでアザーンを流す取り組みも行われ、現在ではアザーンはモスク内部やラジオで流されている。

（６）モスクにおける社会活動

現代シンガポールにおいても、モスクはイスラム教徒にとって、かつての集落のモスクと同様に社会的・宗教的なハブとしての機能を有している。2008 年にはモスクにおいて社会開発官（Social Development Officer）が導入され、社会貢献や低所得者世帯向けプログラムや寄付金の受領を行うようになった。

またモスクのコミュニティ向けサービスを強化するため、MUIS は 2007 年に強化されたモスククラスターシステム（Enhanced Mosque Cluster system）を導入した。当初は８から 20 のモスクから成るクラスターが６つ形成された（後の 2018 年には東西南北４つのクラスターに再編成された）。

（図 19）2022 年現在のモスククラスター。東西南北の４つ存在する。
（出典：MUIS ウェブサイト）

3　ヒンドゥー教

（１）宗教儀式における楽器の使用問題とその背景

シンガポールでは、特定の誓約を果たすために信徒にとって必須とされるタイプーサム（Thaipusam）他２行事を除き、行進を伴う宗教活動（Religious foot processions）

は禁止されている。

タイプーサムは基本的に１月から２月の間に実施されるヒンドゥー教の感謝祭であり、信者は誓約を果たすためスリ・スリニヴァサ・ペルマル寺院（Sri Srinivasa Perumal Temple）からスリ・テンダユタパニ寺院（Sri Thendayuthapani Temple）までの４km の道のりを歩くこととなっており、一部の信者は捧げものとしてカバディ（Kavadi）[43]を身体に装着し同じ道のりを歩く。儀式は早朝に始まり午後７時まで続く。

（２）独立初期から 1980 年代まで

タイプーサムの間の音楽演奏は儀式の途中に抗争が発生し進行の妨げとなったことから 1973 年に禁止された。1980 年 12 月には法定機関であるヒンドゥー教寄付委員会（Hindu Endowments Board, HEB)がタイプーサムを開催し、警察に対し音楽は必要不可欠な要素であることを訴えるとともに禁止を再考するよう要請したが、音楽の禁止がヒンドゥー教以外の宗教にも適用されることを理由に要請は棄却された。

1981 年にはタイプーサム中に警官に対して暴力を振るったとして５人が逮捕された。警察は他にも 62 個の楽器と 12 の即席の楽器を押収した。1985 年２月に警察は公道におけるダンスや楽器演奏は許可されない旨を改めて発表し、以降毎年同様の発表を繰り返し行っている。

（３）2000 年代の動向と行政勧告

2011 年と 2012 年には一部規制の緩和が実施された。2011 年には拡声装置を使用しない讃美歌の歌唱が、2012 年には特定の地点において讃美歌の放送が許可された。

しかしながらタイプーサム中の音楽を巡る問題は 2015 年にも発生しており、行進中のドラム演奏を巡って３人の男が警察と小競り合いを起こし逮捕された。インターネット上では、獅子舞やマレー式の結婚式で演奏されるコンパン（kompang）[44]には規制がないにもかかわらずなぜタイプーサムに関わる楽器演奏のみが禁止されるのかを疑問視する声が上がった。このことについて、法務大臣の K. シャンムガム（Shanmugam）は、タイプーサムは宗教行事であるが、獅子舞やコンパンの演奏は宗教を伴わない集まりであることや、背景として宗教行事にはセンシティブな内容が含まれるため他の行事と比較し問題が生じるリスクが高いこと、ヒンドゥー教コミュニティは既に例外的な措置を受けていることを挙げた。一方で彼はタイプーサム中の楽器演奏については否定せず、ヒンドゥー教寄付委員会と協働して規制の見直しや行事における楽器演奏の条件の検討を行う可能性を示唆した。

タイプーサム中の無秩序な行動に対する当局の懸念を受け、ヒンドゥー教寄付委員会は 10 セッションで合計 100 名の参加者からフィードバックを集める活動を実施した。

---

[43] 花や仏像のオブジェ、クジャクの羽などで飾られた金属製の装飾具。宗教的な苦行のために身体に装着する。

[44] 伝統的な打楽器。

その結果、65%が伝統的なインド音楽が宗教行事の一部として必要であると回答した一方、ライブ音楽はルート上の戦略的に有効な場所で演奏されるべきとの声もあった。

ヒンドゥー教寄付委員会は行事の参加者のフィードバックを受け以下の勧告を発した。
１．行事の間の酒類の販売及び飲酒に対する規制を強化すること
２．装着者のスリ・スリニヴァサ・ペルマル寺院出発時間を午後７時とし、信者がスムーズに行進できるようにすること
３．特定の楽器について、ルート上の３地点で演奏を許可すること
さらに放送機器での音楽の伝達について追加で４点の合意が行われた。

（４）近年の緩和

2016 年のタイプーサムでは、３か所で楽器の演奏が認められ、ルートの途中で楽器の演奏が行われた。警察の許可のもと、住宅街から最低 100m 離れたヘースティングズ・ロード（Hastings Road）、ショートストリート（Short Street）とドビー・ゴート（Dhoby Ghaut）で演奏が実施された。ヒンドゥー教寄付委員会は宗教行事を円滑に実施するため 800 人を動員する等の取り組みを実施した。

2017 年は音楽の伝達ポイントは 23 か所に増加した。ヒンドゥー教寄付委員会は一方で、参加者に対して、自前のミュージシャンや楽器を利用しないよう呼びかけた。

2019 年のタイプーサムでは、1973 年の演奏禁止以降初めて、カバディ装着者に随行する信者のみ特定の楽器の演奏が許可された。さらに伝達ポイントも 12 か所追加され、合計で 35 か所になった。この規制緩和は信者に大いに歓迎され、より良い条件で宗教行事を実施することが可能となった。

タイプーサムにおける音楽に関する規制が、はじめに音楽を流すところからスタートして楽器演奏を可能とするところまで数年をかけて徐々に緩和されたという一連の流れは、シンガポールにおける宗教実践のマネジメントに多くの教訓をもたらした。

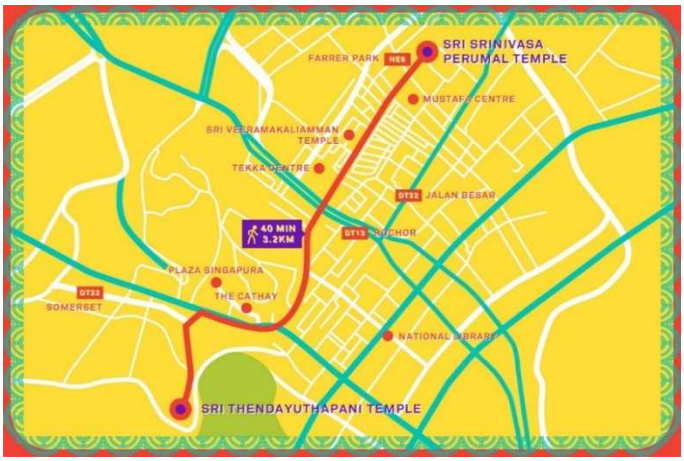

（図 20）タイプ―サムのルート図（出典：A Journey of Devotion - Celebrating Thaipusam in Singapore, ROOTS（国家遺産局ウェブサイト））

第４章　宗教をめぐる新たな潮流に対応するための取組と今後の課題

第１節　法制度の整備

人種・宗教の融和を是とするシンガポール社会において「世界同時多発テロ」や「ジュマ・イスラミーヤ」が 2000 年代に社会不安をもたらしたが、2010 年代以降は、SNS の発達やイスラム国（ISIS）の勃興、国際的なエスニック・グループ間の緊張など、国外の事象や思想がより一層シンガポール社会に大きな影響を及ぼすようになった。

そうした状況においてシンガポール社会の分断を阻止するため、シンガポールに対する外国からの思想的影響を抑えるための法整備が実施されている。

１　改正宗教的調和維持法

（１）　改正の背景

宗教組織におけるリーダーシップの獲得や寄付を通じてシンガポール社会に影響を及ぼそうとする外国勢力に対抗し、シンガポールの宗教組織を守り宗教的調和を維持するための法的仕組みを強化する目的で、2019 年 10 月に宗教的調和維持法（Maintenance of Religious Harmony Act, MRHA)が改正された。この改正は 1990 年 10 月の制定以後初めてのものである。

（２）　改正の内容

改正された法律では、抑止命令（restraining orders）は、SNS やインターネット上に攻撃的な意見表明が拡散することを防ぐため発令後即時に効力を発する。この効力には、攻撃的な意見表明に関するインターネット上からの情報の削除と接続の遮断を含む。現時点では、人種・宗教的に許容できない攻撃に関する刑法第 74 条（こちらも同様に強化された）に基づき、政府は命令の発効前に 14 日間の猶予期間（14-day notice）を設けることとなっている。

他人・他の集団に対する暴力の教唆は宗教に対する侮辱よりも重く受け止められ、いかなる宗教団体や構成員に対するものであっても即時に対策が取られることとなっている（宗教以外に LGBTQ グループや個人に対するものも含む)。宗教指導者については、信者への影響力や強制力を考慮して有罪となる要件が低く設定されている。

外国からの影響を防止するため、宗教グループは１回１万ドルを超える外国からの寄付については公開（disclose）することとなった。またその役員（会長、秘書、財務担当）はシンガポール人か永住権保有者である必要があり、役員の過半数はシンガポール人であるとともに外国とのつながり（affiliations）について宣誓を行う必要のあることを定めている。

コミュニティ矯正イニシアチブ（Community Remedial Initiative, CRI）（重大事件等の適用除外あり）も設けられ、内務省は違反者に対し関係修復のための機会を与える場合がある（被害者への公的・私的な謝罪や宗教間イベントへの参加などによる)。このコミュニティ矯正イニシアチブは必須ではないものの、もし完了すればそれ以上の刑罰は科されないこととなる。2019 年にはシク教徒に関する論争を巻き起こす発言を行

ったインフルエンサーがシク教青年団（Young Sikh Association）によって中央シク教会（Central Sikh Gurdawa）に招待され、シク教の教義や実践について学ぶことで関係の修復が行われた。[45]

（３）　改正の影響

宗教的調和維持法の改正によって、内務省はシンガポール大司教区（Roman Catholic Archdiocese of Singapore）やシンガポールイスラム宗教協議会（Islamic Religious Council of Singapore）、シンガポール国立教会協議会（National Council of Churches Singapore）、シンガポール仏教協会、道教協会、シク諮問機関、ヒンドゥー寄付委員会やヒンドゥー諮問委員会（Hindu Advisory Board）と関わりを持つに至った。

２　オンライン虚偽及び操作法

フェイクニュースに対応するため、新たにオンライン虚偽及び操作法（Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, POFMA）。俗にフェイクニュース法とも呼ばれる）が 2019 年に議会で可決された。この法律は、政府に、より的を絞った権力を与えてシンガポールの国防、外交、治安、福祉といった公共の利益を害するネット上のデマを取り締まるものである。オンライン虚偽及び操作法は、政府が一丸となって、宗教的調和を害する恐れのあるフェイクニュース問題に対応することを示すものである。

第２節　社会的な取組

ジュマ・イスラミーヤが背景にあるものの、後年ではイスラム国（ISIS）のイデオロギーへの対応が中心となるなど、各団体は幅広く過激主義思想の拡大防止に取り組んでいる。シンガポールにおける過激主義者のリハビリテーションは他国と比較して高い成果を挙げており、国際社会で高く評価されている。

さらに 2020 年に生じた新型コロナウイルス感染症もシンガポール社会における宗教に大きな影響を与えた。宗教指導者たちは、国民の精神的支柱として非常事態においても可能な宗教実践を模索している。

１　宗教指導者による過激主義防止対策

（１）　宗教リハビリテーショングループ

宗教リハビリテーショングループ（Religious Rehabilitation Group, RRG）は、ジュマ・イスラミーヤメンバーがテロ未遂犯に対しコーランの章句を用いて西洋諸国や西洋諸国に協力する自国政府を攻撃することが宗教上の責務であると信じさせていたことが判明したことから、過激主義のイデオロギーに対処するために政府から助力を求められたイスラム教の宗教指導者が中心となって 2003 年に設立された団体である。メンバ

[45] Sikh group invites influencer to gurdwara after viral Instagram post on two men wearing turbans（2019 年 9 月 29 日付 STRAITS TIMES）

ーは全て無給のボランティアである。

団体の使命はイスラムの教義に関する誤った解釈を正し過激主義やテロリストのイデオロギーを排することであり、主な活動はカウンセリングや公立学校等における講演である。無料の電話サービス（ヘルプライン）も提供しており、過激化の兆候をいち早く察知し未然に防止することが期待されている。

本部はカディジャーモスク（Khadijah Mosque）に置かれており、資料・カウンセリングセンター（Resource and Counseling Centre, RRG-RCC）が併設されている。2020年11月には、センターのバーチャルツアーが公開された。

（２）　組織間アフターケアグループ

組織間アフターケアグループ（Inter-Agency Aftercare Group, ACG）は、拘束された男性の多くが世帯唯一の稼ぎ手であり妻が就労により生活費を稼ぐ必要が生じたことから、その家族の生活支援を目的として2002年にムスリム知識人協会、ムンダキといったマレー・ムスリム関係団体等により設立された団体である。組織間アフターケアグループの活動はその性質から広く公表されておらずウェブサイトも開設されていないが、宗教リハビリテーショングループと両輪で拘束者の再教育や社会復帰支援に取り組んできた重要な組織である。

２　宗教教師認証制度

宗教教師認証制度（Asatizah Recognition Scheme, ARS）は、宗教教師の立場を高めシンガポールのイスラム教徒コミュニティにとって信頼できる参照元とすることを目的に2005年に開始した制度である（asatizah は「宗教教師」の意）。宗教教師認証制度はMUISとプルガスが共同で実施し、事務局はプルガスに置かれている。マドラサの教師やイマーム（宗教指導者）になるためには同制度の認証を受けていることが必要であり、認証は３年ごとの更新制である。[46]

宗教教師認証制度は国家によるテロ対策の一環として政府の意思を受けて導入されたものであり、イスラム社会における自己規制的な制度であるが、イスラム教社会では、イスラム教に対する政府の規制であるとする見方が強い。

３　CommaCon

2016年10月以降、ムスリム知識人協会によって実施されている人種・宗教間対話イベント。過激主義や人種に基づく差別、「イスラモフォビア」などの問題について若者たちが学ぶ機会を提供することを目的としている。2022年のイベントは人間関係における家庭内暴力（Domestic Violence in Relationships）をテーマに８月にオンラインで開催された。

[46] ARS IECP Handbook

４　宗教団体危機管理プログラム

2020 年１月には、テロの脅威に対して市民の意識を向上させるために文化コミュニティ青年省により宗教団体危機管理プログラム（Crisis Preparedness for Religious Organisations programme）が開始された。プログラムでは、宗教的団体がチェックリストにより自らの危機管理を審査し不足部分を認識する。対応力の強化に向けて、指導者と信者の双方が緊急時の対応、心理的レジリエンス等の重要分野に関するワークショップやコースに参加することを可能としている。宗教団体危機管理フレームワークは様々な規模や種類の宗教団体と共同で創設された。

５　コロナ禍における宗教指導者による取組

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてサーキットブレーカー[47]が実施された３週間後、2020 年４月にデジタル IRO デー（Digital IRO Day）[48]が開催され、文化コミュニティ青年省大臣グレース・ウー氏がスピーチを行った。スピーチでは、シンガポールの宗教指導者たちが宗教儀式の中継やオンラインでの礼拝といった対応等を行っていることを紹介し、彼らがパンデミックを認識しサーキットブレーカーを守っていることを称賛した。また一方でパンデミックが引き金となり世界各地で特定の宗教や人種に対する差別が表面化していることにも触れ、新しい取組として「シンガポールの宗教指導者によるコロナ禍におけるシンガポール社会の防衛のための誓い（Singapore Religious Leaders Pledge to Strengthen Singapore's Social Defense During COVID-19）」を開始し、宗教団体が一丸となってシンガポール社会の安定を守るべく、ヒンドゥー教、ユダヤ教、ゾロアスター教、仏教、道教、ジャイナ教、キリスト教、イスラム教、バハーイー教の各宗教団体が参加して誓いを共有した。

（図 21）宗教指導者がオンライン上に集結し、シンガポール社会を守るための誓いを共有した。（出典：諸宗教交流機関ウェブサイト）

一方寄付額はコロナ禍で大きく減少し、キリスト教系団体では 45%、仏教系団体では 50%もの減少がみられるなど、多くの団体が苦境に立たされた。[49]

コロナ禍における礼拝施設の人数制限や宗教関連サービスの提供状況については各宗教団体のウェブサイトの他、宗教団体危機管理プログラムのウェブサイトでも情報発信が行わ

---

[47]新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 2020 年４月７日から開始された、外出制限や必要不可欠な産業以外の営業停止を伴う措置。

[48] 諸宗教交流機関の周年記念事業。2020 年に同組織は 71 周年を迎えた。

[49] Donations to religious groups drop but online platforms have helped（2020 年４月６日付 STRAITS TIMES）

れている。

第３節　宗教的調和の課題

これまでに紹介した様々な施策を通じて宗教的調和を維持してきたシンガポールだが、外国からの思想的影響以外に、元来存在する課題も時代の変化に伴い表出しており、対応を迫られている。

１　政府と宗教団体、コミュニティの関係性

シンガポールにおいて、宗教団体は各宗教の振興に加え、社会の安定を維持する機能が期待されている。[50]そのことは多くの宗教団体が補助金をはじめとする政府による各種支援を受け、またいくつかの宗教に関する機関は法律に基づき設立されていることから分かる。一方で宗教的思想に関する問題が生じる場合に政府が宗教指導者に助言を求めることもあり、政府と宗教団体は相互に協力する体制となっている。例えば、政府の方針を宗教団体が擁護・黙認するといったことが度々行われており、近年では、2022 年の独立記念日に際し発表された、男性間の性行為を違法とする刑法第 377A 条の廃止について、宗教団体は政府の判断を支持する旨を表示している[51]。

特にイスラム教徒を代表する宗教団体は、マレー系住民と中華系住民の歴史的な軋轢や主にイスラム教に関係する過激主義の広まりを背景として、社会の様々な場面で偏見を生じやすいことから、政府の人的・財政的支援を受けて様々な活動を行っている。しかし、MUIS のように政府に近い組織は、その性質として政府の意向を汲む方向に動きやすく、特にコミュニティ内にその代表性について懐疑的な意見が多い。[52]

２　宗教シンボル（特にトゥドゥン[53]）に対する議論

シンガポールにおけるイスラム教徒のトゥドゥン着用の歴史は長くなく、1970 年代の宗教復古主義により「本来の純粋な」イスラムを求める動きにより広まったものである。その着用は基本的に自由意志に委ねられる。しかしながら職業により制服規定によってトゥドゥンの着用が禁止されているものがあるほか、小学校からジュニア・カレッジまでの公立学校の生徒は公的空間からの宗教性の排除と国民統合を実現する場として重要な学校での一体性を涵養するという理由でトゥドゥンの着用が禁止されている。また一方で、

---

[50] 市岡・2018

[51] Religious groups support Government’s move to protect definition of marriage in Constitution as it repeals 377A（2022 年 8 月 21 日付 CNA）

[52] 市岡・2018

[53] ムスリム女性が頭髪を覆うための布。シンガポールで着用されるものは世界的には「ヒジャブ」と呼ばれるが、本稿ではシンガポールにおいて主に使用される呼称である「トゥドゥン」（マレー語で「包む」の意）を使用する。

厳格な家庭においては良いイスラム教徒の実践として着用を強制されることもある。[54]

シンガポールにおけるトゥドゥン規制は、これまでに 2002 年と 2013 年から 2014 年の二度に亘り議論を呼んだ。2002 年は公立学校におけるトゥドゥン着用に関する事件をきっかけとしてその規制について、2013 年から 2014 年は看護師のトゥドゥン着用規制について、それぞれ論議が起こり、政府や宗教団体、個人が様々に意見を述べるに至った。

2002 年の事件では政府は規制を緩和しない方針を明確に打ち出したほか、MUIS も宗教実践よりも教育を重視するべきとして政府に同調する見解を示し、その後論議は対象児童の退学等によって規制の見直しを見ることなく収束したが、2013 年から 2014 年にかけて起きた論議の際は、リー・シェンロン首相とムスリム社会の代表者による非公開対話を経て首相のイスラム教徒に対する共感が示され、規制の見直しには至らなかったものの、将来的な規制緩和の可能性を示唆する結果となった。

その後 2021 年の独立記念日には、近年公的な場所におけるトゥドゥン着用が一般化してきたこと等の理由を挙げ、病院における着用に対する社会的受容の素地ができたものとして、リー・シェンロン首相は 2021 年 11 月から看護師のトゥドゥンの着用を認める旨を発表した。[55]なお当該発表では同時にシンガポールにおける人種・宗教的調和が逸話を交えて語られ、異なる人種や宗教の共存と相互の配慮の重要性が改めて強調された。同年 10 月には、MUIS がトゥドゥン着用に係る公式のルールを表明し、職場のルールに従い適切に着用する必要があり、状況によっては配慮が必要となる旨を示した[56]。

規制緩和の背景としてコロナ禍への言及は無いものの、シンガポールの全ての人種・宗教がバランスを保ちつつ国民として共存するため調整が必要であるというシンガポール政府の方針を堅持しつつ危機的状況に対応し医療従事者の宗教的自由に緩和した事実は、今後の宗教に関わる政策立案において重要な先例となるであろう。

3　繰り返される誹謗中傷への対処

2010 年以降を中心に SNS の発達や国外における過激派によるテロ事件の発生等によって心無い誹謗中傷が多くみられるようになり、政府や宗教団体はその都度対応を実施している。

2008 年にはキリスト教の牧師が改宗者へのインタビューの際に仏教徒や道教徒を蔑む発言を行ったことが問題となった。同牧師はその後謝罪し、また仏教と道教の指導者が連名で声明を発表することで事態は収束した。

2015 年 9 月にはマレー系女性が「自爆テロ犯」という言葉を浴びせかけられる事件が起

---

[54] 市岡・2018

[55] National Day Rally 2021: Read Prime Minister Lee Hsien Loong's speech in full（2021 年 8 月 30 日付 STRAITS TIMES）

[56] Muslims can adjust attire where appropriate, says Muis in new guidance on tudung (2021 年 10 月 26 日付 STRAITS TIMES)

きたほか、ハリ・ラヤ・ハジの前日に行われるコーバン（Korban）[57]について、オンライン上で反対署名が行われた。この署名はムスリムコミュニティの反感を買い、ハングリー・ゴースト・フェスティバルの禁止を求める署名活動に発展した。一連の反対署名はネチズンが反コーバン署名の開始者に面会し彼女のコーバンに関する不安に対処することで収束した。

同年 11 月にパリ連続襲撃事件が発生した後はブキ・パンジャン（Bukit Panjang）のバス停やジュロン・ポイント（Jurong Point）ショッピングモールのトイレで反イスラム的な落書きが発見された。

上記の事例は「多様性の中の調和ギャラリー」で紹介されており、シンガポール社会も宗教的不寛容とは無縁では居られず、国民一人ひとりがその事実を認識すべきであるというメッセージを来訪者に投げかけている。

４　シンガポールにおける「宗教との向き合い方」

これまで見てきたように、宗教的調和は政府にとってシンガポール国民としてのアイデンティティを保ち社会を安定させる効果を有する。そのため宗教間の断絶を防ぐことは主要な行政課題とみなされ、異なるコミュニティや宗教を横断する積極的な交流が奨励されている。政府や民間団体はそういった社会的要請を踏まえ、対話イベントを含む様々な取組を実施し、政策目標の達成を目指している。しかしながら、宗教的差異を強調する政策は異なる信仰を「観光化」し、表面的な理解に留まる可能性を多分にはらむ[58]という見方もある。

また昨今の急激に変化する国際情勢、ジュマ・イスラミーヤやイスラム国に代表される過激派思想の広がりといった事象がシンガポール国民にも多大な影響を及ぼす一方で、国民の保守化や無宗教者の増加により宗教を通じたコミュニティの維持管理が一層困難となり、シンガポールという社会的一体性を保つための施策を効率的に展開していくことが重要となっている。

そのような状況の下、政府は青少年の施策への参加を拡大させることで社会的分断を食い止めようとしており、2023 年 2 月 26 日には、イスラム過激派に触発された若者が国内治安法（Internal Security Act）に基づき拘束される事案の発生を受け、人種・宗教間の調和を一層促すため、ローゼズ・オブ・ピース（第 2 章第 3 節にて紹介）とテマセク基金（Temasek Foundation）が 80 名余りの若者をハーモニー・チャンピオン（Harmony Champions）に任命している。[59]

---

[57] 羊やヤギを生贄として神に捧げるイスラム教の祭典。

[58] 市岡・2018

[59] New initiative to train youth to be champions of racial and religious harmony（2023 年 2 月 26 日付 STRAITS TIMES）

おわりに

本稿では、シンガポール社会の多様性を支える一要素であり、コミュニティの構成要素として重要な地位を占める「宗教」について、異なる宗教の礼拝施設やコミュニティが物理的・精神的に近接しまた共存する現在の状況に至った経緯から、政府や各宗教集団及び指導者、民間団体が宗教的調和を指向する理由や、特に公的機関において、どのように宗教的調和を社会に位置付け、実現し、維持し、そしてテロをはじめとする社会の安定を脅かす様々な課題にいかに対応してきたかについて概観した。

本文でも述べた通り、シンガポールでは信教の自由は憲法で保障されているものの、宗教的調和維持法をはじめとする法制度と対話・交流を促す機会の保障を両輪としながら、互いの境界を越えぬよう「共存」に重きを置き、その範疇を逸脱するような「宗教的自由」を制限してきた。これは、国家として「多人種・多宗教国家」であることを掲げた姿勢が現在まで貫かれていることの現れであろう。しかしながら、宗教的自由を謳歌するためには、宗教的調和が保たれている必要があるという逆説的な事実もまた浮き彫りとなっている。

シンガポール建国前後ではそれぞれ違う信仰を持つコミュニティが集住することで自然発生的に宗教施設が建立され、地域社会を形成した。しかしながら、シンガポール共和国の歴史という文脈では、周辺国への外交的配慮といったファクターも加わり多文化共生社会の創出以上の役割も与えられていた点に注意を要する。特に建国期と 2010 年代以降では社会の変質に伴い全く異なる政策が取られ、外交に加え防衛にも関わる要素となっている。

シンガポールの分離独立後、宗教はまずコミュニティの結束を強め、また国家としての社会を構築するための思想の根幹をなすものとしての役割をも担うこととなった。特にマレーシア連邦との関係でいえば、イスラム教の存在を前提として、同宗教の共同体に必要な機関の整備を実施したことが象徴的である。その後互助機関や各宗教施設の維持管理等のシステム構築を通じ、宗教を社会システムに組み込んでいったことが分かる。

しかし、シンガポールがしばしば「マレーの海に浮かぶ華人の島」と表現されるとおり、外国の影響とは無縁でいられない。実際、2000 年代初頭に過激主義が市民社会に入り込みテロ未遂犯の拘束により社会不安が蔓延する事態となった。また 2010 年代にはソーシャルメディア上の宗教団体や個人に対する誹謗中傷やイスラム国をはじめとする新たな過激主義勢力の台頭、国際秩序の変化等により、政府が宗教指導者や民間団体と協働することで、「宗教」と「世俗」の橋渡しを行い、金銭的のみならず精神的な面でもより広く国民をサポートし、社会の安定を図っていく必要性が高まったといえる。

そして 2020 年代には新型コロナウイルス感染症が物理的な人的交流を阻み、地域コミュニティや共通の宗教を信仰する集団を分断した。感染症の拡大はこれまでの外的な脅威とは性質を異にするものであるが、これまでに培った宗教間対話のプラットフォームはシンガポール政府の推し進めるデジタル技術と結びついたことでオンラインでの取組や各宗教施設による信者の呼びかけ、各種施設における行動追跡の導入といった対策に結実し、サーキットブレーカーや度重なる行動制限を経ても大きな社会の混乱を招くことなく現在に至っている。

宗教はどの社会においてもセンシティブな話題であるが、シンガポールでは、公営住宅の

割り振りから祝日に至るまで、他の人種・他の宗教に属する人々との接触体験の機会が設けられていることで、異なる信仰を持つ人が常に隣に居るという意識が根付いている。これは自然発生的にコミュニティ同士の交流が生まれたわけではなく、シンガポール政府が繰り返し強調しているとおり、本稿で紹介した取組みを始めとする様々な政策を展開したことで人々の生活に多宗教社会としての前提が根付いたことが要因であるとともに、国民としても、多様性から得られる複眼的視座をはじめとする様々なメリットを認識し、多文化が共存共栄する社会という事実を受け入れているということであろう。

翻って、日本においてもシンガポール社会と人間の在り方が大きく異なるわけではなく、国籍別・宗教的コミュニティは既に多くの場所で形成されている。しかしながら、日本語による教育が主であることから外国人児童生徒の日本語教育といった課題も生じているし、また宗教に関して言えば、宗教や思想は特にセンシティブな事柄であることから、その教授方法や教育課程に含むことの是非も併せて問題になりやすく、結果として基礎的な知識や異なる思想信条を持つ他者との交流の欠如が生じ、特定の宗教に対するバイアスや不寛容、無関心といった事象も生じうるように思われる。

日本国内の外国人住民率は近年大幅に上昇しており、文化や言語も含めた多様な人々と同じ社会の一員として共存共栄を図っていく必要性は増している。そのような状況においてより良い社会を共に作っていくため、様々な主体が対話に参加し互いの理解を促進する機会を保障する制度の構築に対する要請は今後更に高まっていくものと考えられる。

地域コミュニティは生活の基盤であり、その構築は行政の責務でもある。そして、個人では超えられないその差を埋める役割が、地域により近い立場で職務を遂行する地方自治体に求められるのではないだろうか。

人々が共に生きる社会を創出し、またコミュニティを更なる発展へと導いていく役割を地方自治体が果たしていくうえで、本稿が少しでも役立てば幸いである。

参考文献及び参考ウェブサイト

１．文献・論文・報告等

- 市岡卓（2018）「シンガポールのムスリム　宗教の管理と社会的包摂・排除」明石書店
- 坂口可奈（2011）「シンガポールにおける『多人種主義』再考」
- 田村慶子（2010）「シンガポールの国家建設　ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー」明石書店
- 中村都（2009）「シンガポールにおける国民統合」法律文化社
- 鍋倉聡（2011）「シンガポール『多人種主義』の社会学-団地社会のエスニシティ-」世界思想社
- 一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所（2015）「シンガポールの民族融和・多文化共生政策について」同事務所
- Centre for Liveable Cities (CLC) Singapore (2020), “Religious Harmony in Singapore: Spaces, Practices and Communities”
- Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, Republic of Singapore (2020), “Census of Population 2020”
- MUIS (2016), “ARS IECP Handbook”
- Presidential Council for Minority Rights, “Presidential Council for Minority Rights Annual Report (for the period from 1 August 2021 to 31 July 2022)”
- Parliament by Command of The President of the Republic of Singapore (1989), “White Paper on the Maintenance of Religious Harmony”

２．ウェブサイト（サイト名アルファベット順）

- All Things Bukit Brown – Heritage. Habitat. History (Pre-Exhumation Rituals: 28 November 2013)
  http://bukitbrown.com/main/?p=8350
- biblioasia, National Library, Singapore (Triads, Coolies and Pimps: Chinatown in Former Times)
  https://biblioasia.nlb.gov.sg/vol-11/issue-3/oct-dec-2015/coolies
- Central Provident Fund Board
  https://www.cpf.gov.sg/employer/employer-obligations/contributions-to-self-help-groups#section-header-1003964251
- CNA (Ethnic integration housing policy ‘necessary’ for harmony, says Desmond Lee as MPs debate need for racial policies)
  https://www.channelnewsasia.com/singapore/parliament-ethnic-integration-housing-policy-racial-harmony-1992506

- CNA (Religious groups support Government's move to protect definition of marriage in Constitution as it repeals 377A)
  https://www.channelnewsasia.com/singapore/section-377a-repeal-gay-sex-marriage-constitution-religious-groups-reactions-2891396
- Gov.sg (Elected Presidency)
  gov.sg | Elected Presidency (www.gov.sg)
- Gov.sg (HDB's Ethnic Integration Policy: Why it still matters)
  gov.sg | HDBs Ethnic Integration Policy Why it still matters (www.gov.sg)
- Housing and Development Board (Enquiry on Buyer's Eligibility under the Ethnic Integration Policy and SPR Quota)
  HDB | Enquiry on Buyers eligibility under the Ethnic Integration Policy and SPR Quota
- Interfaith.sg
  https://interfaith.sg/
- IRAS - Property Tax Exemptions for a Registered Charity
  https://www.iras.gov.sg/taxes/property-tax/property-owners/property-tax-reliefs/property-tax-exemptions-for-a-registered-charity
- Kopi (What is the GRC System and is it Unfair to Opposition Parties?)
  What is the GRC System and is it Unfair to Opposition Parties? - Kopi (thekopi.co)
- MSNews (Ghim Moh HDB Void Deck Has A Hidden Muslim Praying Space That Has Been Serving The Community Since 1978)
  https://mustsharenews.com/ghim-moh-muslim-praying-space/
- MUIS - ROLES & FUNCTIONS
  https://www.muis.gov.sg/About-MUIS/Roles-Functions
- National Heritage Board (ROOTS - A Journey of Devotion - Celebrating Thaipusam in Singapore)
  https://www.roots.gov.sg/stories-landing/stories/A-Journey-of-Devotion#:~:text=On%20Thaipusam%2C%20kavadi%2Dbearers%20and,Thendayuthapani%20Temple%20on%20Tank%20Road.
- National Library Board (Singaporeinfopedia - Racial Harmony Day)
  https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_965_2004-12-31.html
- National Library Board (Singaporeinfopedia - Rendel Commission)
  https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1563_2009-09-30.html#:~:text=Initially%20known%20as%20the%20Constitutional,internal%20security%20and%20foreign%20affairs.
- National Library Board (Singaporeinfopedia - Presidential Council for Minority Rights)
  Presidential Council for Minority Rights | Infopedia (nlb.gov.sg)

- National Library Board (Singaporeinfopedia - Sri Krishnan Temple)
  Sri Krishnan Temple | Infopedia (nlb.gov.sg)
- 南洋孔教会
  https://kongzi.org.sg/
- The Parliament of Singapore (CONSTITUENCY BOUNDARIES MAP)
  PARL | Constituency Boundaries Map (parliament.gov.sg)
- The Parliament of Singapore (FIND MP(s) IN MY CONSTITUENCY)
  PARL | Find MP(s) in My Constituency (parliament.gov.sg)
- Public Service Division – Challenge (Let's Talk About Religion)
  https://www.psd.gov.sg/challenge/ideas/feature/let-s-talk-about-religion
- Pew Research Center - Global Religious Diversity
  Religious Diversity Around The World | Pew Research Center
- President of the Republic of Singapore (Presidential Council for Minority Rights)
  https://www.istana.gov.sg/Presidents-Office/Other-Presidential-Councils
- Religious Rehabilitation Group
  Religious Rehabilitation Group – Countering Extremism (rrg.sg)
- Roses of Peace
  https://rosesofpeace.com/
- Singapore Statutes Online (153A. Official languages and national language)
  Home - Singapore Statutes Online (agc.gov.sg)
- S. Rajaratnam School of International Studies (CO22092|Reflections on ICCS 2022 – Achieving Connectedness and Cohesion)
  https://www.rsis.edu.sg/rsis-publication/rsis/reflections-on-iccs-2022-achieving-connectedness-and-cohesion/?doing_wp_cron=1671436509.0037300586700439453125#.Y6AY33bP02w
- THE STRAITS TIMES (Constitutional Commission Report released; key changes proposed to elected presidency)
  Constitutional Commission Report released; key changes proposed to elected presidency | The Straits Times
- THE STRAITS TIMES (Donations to religious groups drop but online platforms have helped)
  https://www.straitstimes.com/singapore/donations-to-religious-groups-drop-but-online-platforms-have-helped
- THE STRAITS TIMES (More than 250 religious organisations commit to safeguard religious harmony)
  https://www.straitstimes.com/singapore/250-religious-groups-make-commitment-with-practical-suggestions-to-safeguard-religious?login=true

- THE STRAITS TIMES (Muslims can adjust attire where appropriate, says Muis in new guidance on tudung)
  https://www.straitstimes.com/singapore/politics/muslims-can-adjust-attire-where-appropriate-says-muis-in-new-guidance-on-tudung
- THE STRAITS TIMES (National Day Rally 2021: Read Prime Minister Lee Hsien Loong's speech in full)
  https://www.straitstimes.com/singapore/politics/national-day-rally-2021-prime-minister-lee-hsien-loongs-speech-in-full
- THE STRAITS TIMES (New initiative to train youth to be champions of racial and religious harmony)
  https://www.straitstimes.com/singapore/religious-groups-should-celebrate-differences-to-maintain-harmony-in-singapore-president-halimah

【執　筆】
一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所
所長補佐　　山田　秀一

【監　修】
所　長　櫻井　泰典
次　長　山本　隆裕